

令和6年 第2回沼田町議会定例会 会議録

令和 6年 6月18日(火)

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鵜 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教 育 長	三 浦	剛 君
監査委員	中 村	保 夫 君	農業委員会長	中 村	宗 寛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	村 中	博 隆 君
産業創出課長	小 玉	好 紀 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	按 田	義 輝 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長	荒 川	幸 太 君			

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神 薮 太 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 亀 谷 良 宏 君 書 記 高 橋 愁 人 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	総務民教建設常任委員会所管事務調査報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
同 意 第 2 号	沼田町名誉町民の決定について
承 認 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度沼田町一般会計補正予算専決第 2 号）
報 告 第 1 号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（一般会計）
報 告 第 2 号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（公共下水道特別会計）
報 告 第 3 号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
議案第 3 9 号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 4 0 号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第 4 1 号	令和 6 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 4 2 号	令和 6 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 4 3 号	令和 6 年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第 4 4 号	令和 6 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 4 5 号	令和 6 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 4 6 号	令和 6 年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 4 7 号	令和 6 年度沼田町水道事業会計補正予算について
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮 問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
選 挙 第 1 号	選挙管理委員及び補充員の選挙について
議案第 4 8 号	町道更新幹線舗装補修工事の請負契約について
議案第 4 9 号	除雪トラック（専用車）購入事業に係る物品の購入契約について
議案第 5 0 号	緑町団地 C 棟長寿命化改修工事の請負契約について
議案第 5 1 号	クラフトビール醸造所醸造設備導入工事の請負契約について 閉会中の所管事務調査の申し出について

- 陳 情 第 1 号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書提出を求める陳情について
- 陳 情 第 2 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について
- 陳 情 第 3 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について
- 意見案第 1 号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）について
- 意見案第 2 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）について
- 意見案第 3 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今から令和 6 年第 2 回沼田町議会定例会を開会します。只今の出席議員数は 10 人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、8 番、大沼議員、9 番、上野議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第 2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。鵜野委員長。

(議会運営委員会報告 鵜野委員長登壇)

○委員長（鵜野範之委員長）おはようございます。令和 6 年第 2 回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る 6 月 12 日午後 2 時から議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、議長の諸般報告 2 件、委員会報告 1 件、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告、同意 1 件、専決 1 件、報告 3 件、条例改正 1 件、規約変更 1 件、令和 6 年度会計補正予算 7 件、諮問 2 件、選挙 1 件、であります。また、一般質問は、8 件の通告があり、うち、町長に対して 6 件、教育長に対して 1 件、町長と教育長に対して 1 件であります。このほか、閉会中に議長に提出されました陳情 4 件のうち 3 件を上程するものとして、意見の一致を見たところであります。以上の付議案件全般について審議しました結果、今定例会の会期は、本日 18 日から 19 日までの 2 日間とすることで意見の一致をみております。以上申し上げて、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日 18 日から 19 日までの 2 日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、会期は本日から１９日までの２日間に決定しました。

（ 諸 般 報 告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第３、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査報告書を提出いたしましたのでご覧願います。

（ 総務民教建設常任委員会 所管事務調査報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第４、総務民教建設常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。大沼委員長。

（ 大沼委員長 登壇 ）

○委員長（大沼恒雄委員長）おはようございます。総務民教建設常任委員会所管事務調査報告を申し上げます。本委員会は、申し出た調査案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第７７条の規定により報告いたします。

〔以下、議案報告書を朗読〕

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告の通り受理することに決定しました。

（ 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第５、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題といたします。初めに町長。

（ 横山町長 登壇 ）

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第２回定例会を招集したところ、全議員の参加を頂き開催できます事に心から御礼を申し上げ、早速ではありますけれども一般行政報告書を朗読させていただきます。

〔以下、一般行政報告を要点朗読〕

○議長（小峯聡議長）次に教育長。

（ 三浦教育長 登壇 ）

○教育長（三浦剛教育長）続きまして、教育行政報告を行います。

(以下、教育行政報告を要点朗読)

○議長(小峯聡議長) 以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで、暫時休憩と致します。再開は午後1時と致します。議員の皆さんはこの後10時55分から全員協議会を開きますので、議員控室にお集まりください。

午前10時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(小峯聡議長) それでは、再開いたします。

(一 般 質 問)

○議長(小峯聡議長) 日程第6、一般質問を行います。通告順に発言を許します。議席番号6番、伊藤議員。情報のデジタル化で効果的な発信をについて質問してください。

○6番(伊藤淳議員) はい。議長。

○議長(小峯聡議長) はい。伊藤議員。

○6番(伊藤淳議員) 6番、伊藤です。情報のデジタル化で効果的な発信をということで質問をさせていただきます。情報のデジタル化は、現在の私たちの生活には欠かせないものというふうになってございます。本町においても、町の情報をホームページ、LINEなどのSNSを通じて広く発信をしておりますが、自治体におけるデジタルサイネージの活用は、観光案内やイベントの告知、それから災害時のお知らせなど、その用途は幅広いものと考えております。町の広報活動の一環として、文字だけではなく、町民に分かりやすく身近な情報発信の手段が必要ではないかというふうに考えてございます。令和4年6月、デジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、このビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。総務省は、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要だと。それから、DX化を推進するに当たっては、住民などとその意義を共有しながら進めていくことも重要であるというふうにしてございます。デジタル化の活用は、町のPRや情報提供に有効であるというふうに考えておりますので、2つの質問をさせていただきたいというふうに思っております。1つ目に、町民が立ち寄る機会が多い場所、例えばではありますけれども、まちなかホットタウン、それから暮らしの安心センター、町立厚生クリニック、それから役場庁舎、ゆめっくるなどでデジタルサイネージ、電子的な表示機器、一般的に言えばテレビのようなものといいますか、モニターのようなものと理解していただければよろしいかと思っておりますけれども、これらを利用しての情報発信がで

いかということで、一部ではありますけれども、私の考える部分ではありますが、町のデジタル広報として行事予定や案内、募集などの告知や活動結果を発信することができるんじゃないか。2つ目には、夜高あんどん祭りなどのイベント時に、観光客への案内や町のPRが活用できるんじゃないか。それから、学校をはじめとした児童や生徒たちの活躍を紹介できるのではないか。これは、本年の予算の中で教育委員会が紙を張り替えて、それぞれに設置することになりましたけれども、こういったもの、電子掲示板を町が整備することによって、これらも文字だけではなく、一部を動画つきで子どもたちの活躍を紹介することができたりするということで、町民に深く理解してもらえることもあるんじゃないかなというふうに思っておりますし、こんな話もございました。議会モニターの皆さんがおられるわけでありましてけれども、沼田町で結婚された町外の女性の方が、「沼田の商店で何を売っているのか分からない」と。「なかなかお店に入りづらい」というようなお話を伺ったことがあります。ですので、こういった商店街の様子ですとか商店の紹介、それから農業においてのトマトであったり、そういった物の特産品の紹介なんかも、これらを活用してできるというふうに思っております。こういったことから、多種多様な情報発信が効果的にできるのではないかなというふうに思っておりますので、この点について町長に伺いたいと思います。2つ目でありまして、本町の歴史や化石の理解を子供たちや町民に深めていただくためにも、町史になり得るようなものとして、動画などにまとめる取組も必要ではないかなというふうに思っております。本町には貴重な資料がたくさんありますけれども、沼田の化石時代から現在に至るまでの町の歴史や成り立ち、先ほど午前中には、総務民教建設常任委員会の報告にもありましたけれども、個々の資料が持つストーリー、これを可視化させることが必要であるというような報告もされてございます。一部は教材としても利用できるようなもの、そういったものをデジタルで作成することができないか、この点について教育長にお伺いします。よろしくお願いいたします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）伊藤議員の質問にお答えをしたいというふうに思いますが、まずは、そのデジタル社会が進む中でのデジタルサイネージを活用した情報発信は、有効な手段であることは認識をしておりますけれども、私が受けるには、どちらかというと宣伝広告など、集客力を高めるために活用されている事例が多いように受け止めているところであります。本町では、本年度予算においてメールあるいはSNSを利用した広報手段、区長発送など、デジタル化に向け準備を進め、情報発信方法の改善に努めておりまして、準備が整い次第、町民の皆様への周知を図ってまいりたいというふうに思っています。デジタルサイネージの活用については、導入したと仮定し

た場合のコスト、あるいは管理方法、メリット・デメリットもひっくるめて、今後の検討課題としてまいりたいというふうに思っています。なお、今年から広報ぬまたを無料のスマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」というもので配信及び閲覧できるような環境の整備を行って周知をしているところでもありますし、また、御提案のあったスポーツ少年団等への活躍の周知、これは現状ではゆめつくるに掲示しておりますけれども、より多くの町民の方々に見てもらえるように、移動式の応援看板を町なかに設置し、対応することで準備を今進めているところでもありますので、この点御理解を頂きたいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、教育長。

○教育長（三浦剛教育長）それでは、私のほうから2つ目の質問のほうを答弁させていただきますけれども、まず、2022年に改正されました博物館法の中で、博物館の事業として資料のデジタルアーカイブ化を含めるということが追加されております。どの程度まで実施できるのか検討中ではありますが、今後資料のデジタル化につきましては、必須になっていくと考えております。以前、篠原議員のほうから私の前任の吉田教育長のときに御質問いただいたこともありましたが、文化財の普及戦略といたしまして、VRなど先進技術を使った情報発信について御提案させていただいたことがあったかと思えます。化石を含む町の文化財につきまして、スマートフォンでも見やすく、見るだけで楽しくなる情報発信の在り方について、これからも取り組んでいきたいというふうに考えています。現状といたしましては、道内の博物館や美術館、資料や作品を集約、デジタル化して、北海道デジタルミュージアム事業で沼田町の化石等も掲載させていただいております。ヌマタナガスクジラや首長竜、タカハシホタテなどのデジタル化のほか、ヌマタネズミイルカ化石の3D画像など、まだ一部ではありますが、少しずつデータ化を進めているところであります。全ての資料をデータ化するには、やはり費用の面も問題になるかと思いますので、今後状況を見ながら、教材でも活用できるよう検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。以上であります。

○6番（伊藤淳議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい、ありがとうございます。町長のほうからは、デジタルサイネージについては有効な手段であるということも御理解いただいているということですが、広告が多いというよりも、確かに民間では広告利用というのがほとんどだと思います。市町村においても、恐らく広告を入れて広告収入を得ているようなところもあるのではないかというような理解も私しておりますけれども、そこまでやるかどうかは別の話でございますが、先ほどあった、私は今時点でこれをやるには問題点もあると思っております、例えばその資料の収集ですとか編集、それから

更新作業なんか、これを一体誰がやるのか。これらの職員の仕事の量が増える可能性もあるということで、現在の役場の中のその広報業務の体制の強化というのは、これから必要になってくるんじゃないかというふうに思っておりますし、これらの専門職員が必要かどうか、それらも検討しなければいけないというふうに思っております。役場全体の情報の一元化というのを、私今回の質問はどこが所管になるのかなって考えてもみたんですが、観光として捉えれば産業であったり、町の広報で考えれば総務課であったりというようなことであろうかと思えますけれども、それらを一元化できるような仕組みの中で、このデジタルの情報管理というのをしていくべきではないかなというふうに思っております。ちょっと話があちこち飛んで申し訳ないんですが、今、国はデジタル化を強力に進めているこのタイミングが、一つのチャンスではないかなというふうにも思っております。うまく補助金を活用するタイミングではないかというふうに思っております。先ほど町長のほうからは、今、教育委員会の応援看板ですとか、それから町の広報もアプリをこれから準備して進めていくんだというようなお話ではありましたけれども、今後に向けて、このデジタルサイネージ化について、この国の補助金を利用して取組ができる環境整備の構築が必要ではないかと私は思っておりますが、その補助金の使い方も含めて、町長の考えをお聞きしたいというふうに思っております。お願いします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。情報の一元化に関してでありますけどね、やはりいろんなツールを使いながら、求められている方々に情報が届くような、そういう仕組みというものは、やはり時代の流れからすると当然取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。補助金の活用については、補助金を活用するために事業をするわけではなくて、やはり最終的には町民の生活向上に資する、その環境をするために何が必要なのかということも、議論をしていかなければいけないというふうに思っています。また、情報発信部門の強化に関してでありますけれども、なかなかこの小さな町で、潤沢の職員を専属に対応できるかというのと、なかなか難しい部分もありますんでね、私は個人的には、やはり町民の力も借りながら情報の収集、取材などもひっくるめてね、そんな連携を作り上げることによって、いろんな情報が集約できるということもあり得るというふうに思いますので、その点も踏まえて、今後の対策は十二分に検討していきたいというふうに思います。

○6番（伊藤淳議員）はい。終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号4番、久保議員。沼田町は、なぜ全国ブランドになり切れないのかについて質問してください。

○4番（久保元宏議員）4番、久保です。私からは、沼田町は、なぜ全国ブランドになり切れないのかということで、町長に質問させていただきます。質問に当たりまして、3つ資料を用意しました。それぞれ3つの質問に1つずつ資料が添付されていますので、傍聴者の方はスクリーンを見ていただいて、Y o u T u b eを御覧の方は、Y o u T u b eの画面の下にU R Lコードがありますので、それをクリックするか、沼田町議会のホームページから見てください。説明員の方はタブレットに入っていますので、それぞれ見ていただければと思います。

【久保議員 テレビモニターに資料を映す】

まず、一番最初の資料1を見てください。沼田町のブランディング戦略を問います。道内の町でも戦略的にブランディングを進めている東川町、上富良野町、余市町などは、全国ブランドを目指す構造の中で、映画制作による聖地化やアートギャラリーによる魅力の品質管理などから、意欲的な企業家を呼び寄せ、それらに刺激を受けた伝統ある農家がワイナリーやオーベルジュなど、6次化への挑戦や成功を重ね有機的に発展しております。そこで、この資料1を見ていただきたいんですが、最近、この4月春に、妹背牛町の温泉ペペルがリニューアルオープンしました。このテレビコマーシャルを見たときに、あ、これはやっぱり妹背牛の田中一典町長らしいなあと感じた沼田町民も多かったようです。しかも、このペペルのコマーシャルというのは、通常の地域の自治体が保有する温泉の従来型の広告の魔法ではなくて、明らかに都市部、若年層、女性をターゲットとした一歩ハイセンスな広告の魔法を、沼田町の近隣の町が行っているということで、しかもこれに併せて妹背牛町で地元のオリジナル商品を開発させて、そしてこの温泉とそれを超えていくための最低ラインを、我々に見せていただいたような気がいたします。いろんなことを総合的に広告にして、統一化して、ハイセンスなイメージを妹背牛がアピールしたのであれば、我々沼田町では、さらにその上を行かなければいけないなというか、最低ラインがここではないかなとまず感じた次第でございます。例えば、日本ハムファイターズが今、今回オールスターゲームで9部門を独占しているというこの人気のあるときに、エスコンフィールド北海道の看板に、ほかの市町村に先駆けて沼田町が、例えば夜高あんどんの8月23・24日を宣伝するのも効果的ですし、限られた財源、人員の中で町長がどのようなことを沼田町の知名度を上げる戦略として考えているのか、そのような予算を今年度はどのように準備されているのか、それをまず最初の質問とさせていただきます。2つ目なんですが、次は資料の2番を見てください。沼田町も夜高あんどん祭りのテレビコマーシャルで、パブリやテレビ番組の記事などによく登場すること

があります。私も札幌や東京で営業に行ったときに、沼田町といえばというと、ホテル、夜高あんどんという名前を出してくれる方も多いんですが、なかなか同じ北海道であっても、沼田町どこっていうところがまだまだ多いような感じがします。やはりここはせっかく夜高あんどんという核が、背骨が1本あるんですから、それを前後にして7月はホテルの祭り、8月は夜高あんどん、9月は例えば雪合戦をやるとか、こんな感じで沼田町は全体的に沼田町のパッケージとして、沼田町そのものがブランディングされているんだよということを町全体として演出していく、そういう必要があるんじゃないかと。つまり、キーワードは通年型だと思うんですね。ここで質問の2つ目なんですが、通年型の町外への広告活動、これをどのように町は行っているのか、これを2つ目の質問とさせていただきます。3つ目なんですが、ブランディングにはいろんな手法がありまして、その中の手法の1つとしては、既にあるブランドを活用すると。例えば、ルイ・ヴィトンとかアディダスとか、そういった既にあるブランド名を乗っかると。留萌市も、今スポーツメーカーさんと一緒にタッグチームを組んでやっているようですが、では、沼田町の場合は、そういったほかの市町村に先駆けてのアドバンテージは何かと言いますと、やはりこれは第一寶亭留というネーミングを、沼田町が活用できるアドバンテージを、ほかの市町村に先駆けて持っているんじゃないかと。また、さらに同時に、町長は沼田町のブランド資源として、幌新エリアにかなりの投資をされていますので、ここはブランディング効果を上げるためにも、この第一寶亭留のネーミングを活用するのが割と最短距離であり、かなり効果があるんじゃないかと。現在、投資された分を兼ね合わせて考えてみましても、なかなかこのホテル、幌新エリアに関しては、ブランディング効果が上がっていないような気がします。いろいろスタッフの方で御苦労されているということも聞きますし、料理長さんがこの秋にもしかしたら引退されるかもしれないとか、なかなか辛いことはありますが、我々応援する立場でいけば、やはりここは第一寶亭留のネーミングを使っていただきたい。例えば、そらち自然学校に第一寶亭留そらち自然学校というのをネーミングにするとか、オートキャンプ場も第一寶亭留オートキャンプ場、そしてもちろんほたる館も第一寶亭留ほたる館にすると。今回、役場の皆さんからの説明を頂いたところによりますと、ほたる館の向かって右側の源氏の宿に、4,000万円を超える投資をこれから考えていらっしゃる。例えば1階のレストランの改修、ロビーラウンジの改修、5階、6階の客室、廊下のリニューアルと、これに4,000万円以上の投資をするということは、今まで契約させていただいたシダックスさんにはなかった特別な支出だとお見受けをいたしました。やはりここまで投資をするのであれば、第一寶亭留もプライドを持って、ここは我々第一寶亭留の温泉ほたる館だと、第一寶亭留ほたる館だとしていただくべきではないかと考えますし、それだけの投資は我々がさせていただくつもりでございますし、であれば、ここはネー

ミングも一歩歩み寄っていただいて、第一寶亭留ほたる館にさせていただくと。このようにしていろんなもので活用していけば、もしかしたらP B商品にも活用できるかもしれませんし、農産加工場の商品にもどこかで対応できるかもしれない。そのときには、第一寶亭留がお持ちになっているほかのホテルにも、いろんな物心面で、人流面で効果が出てくるのではないかと。そのことを町長はお考えになっているのかと、この3つをまず伺います。よろしくお願いします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）久保議員の質問にお答えをしたいというふうに思います。まず1点目ですね、思い切った効果的な広告をとということでありますけれども、テレビコマーシャル、あるいは看板広告もP R素材の一つというふうに思いますが、魅力を発信する手段としてのSNSの活用とか、メディアを活用したP Rなどは様々な方法があります。CM、あるいは看板広告はその内容によって相当な費用がかかると思いますが、例えば本町が取り組んでいるものとしては、連携協定を結んでいるバレーボールのイエロースターズの代表の方が、ラジオで沼田町での田植え体験、あるいは雪中米を宣伝してくれたり、あるいは選手の皆様が、選手が直接食べる雪中米、これの提供を行ったことによって、選手が着用するユニフォームに雪中米の表示をいただいて、全国各地でP Rをしていただくなど、そういった形のP Rという方法もありますし、SNSの活用というものも有効であるというふうに考えています。先ほど言ったとおり、CM、あるいは広告看板も手法の一つであります、いろいろな手段でのP Rの仕方のアイデアを出しながら、沼田町の魅力を発信することも考えていきたいというふうに思っています。質問の中にあるCM型のコマーシャル等の金額等は、今年度の予算で言いますと230万ほどの予算を計上しているところであります。それから、2点目についてであります、広告は点ではなく面の展開をとということで、確かに夜高あんどんだけでなく、本町が持つ魅力ある資源を年間通じて多くの方に知ってもらうということは必要であるというふうに認識をしています。どの時期にこういったものを、どのような形で広報するのがよいのかということも考える必要があると思いますので、先ほどの答えとも重なりますが、いろいろな手段での効果的なP Rの仕方、あるいはアイデアというものを考えていきたいというふうに思っています。また、本町のブランディングを高めるために、地域商社の設置を目指して、個々の地域資源に対して磨きをかけながら、着地型観光商品開発事業にも昨年から着手をしているところであります。一方で、地域固有の魅力ある資源が豊富でありながら、年中観光客を招聘できていないことは課題というふうに認識をしております、横展開のつながりが不十分な状態になったことから、地区の資源を最大限有効活用して、より魅力ある発信、あるいは効果を上げるために、幌新地区魅力創造マイス

ターの委嘱を行って、ほろしん温泉、あるいはそらち自然学校、化石体験館、オートキャンプ場を連携しながら、企業と企業の連携、あるいは都市部とインバウンドの観光誘客を上げる対策も講じており、魅力度は日に日に上がってきているというふうに感じています。そして、それをより効果を発揮させる上で、自然学校によってより相乗効果を生み出して、町外へのアピールを進めている段階です。金をかけてPRすることも必要であります、それ以上に効果を生み出す口コミ戦略に勝るものはないというふうに思っておりますので、知恵とアイデアを重視しながら、今後も対応して勝負をしていきたいというふうに思っています。それから、3点目の自然学校のブランディング効果等々についてでありますけれども、御存じのように、昨年度からこのエリアに人を呼び込み、関係人口の創出を図るために、先ほども申しましたが、幌新地区魅力創造マイスターの配置をしたところで、また、キャンプ場の利用促進と地区の魅力発信を担う人材として、地域おこし協力隊の観光支援を配置したところです。こうした方々の力を借りながら、幌新エリアの施設、ほたる館、自然学校、化石館の有機的な連携を図ることで、魅力ある空間を生み出して、人を呼び込むという取組はまだ始まったばかりであります。F a c e b o o k、あるいはY o u T u b eを活用して沼田町のPRをしていただいておりますので、その効果というものは、これから出てくるものと期待しているところであります。また、ほたる館を第一寶亭留ほたる館とするべきだということではありますが、ほたる館は町営施設であって、第一寶亭留は指定管理という立場であることから、これまでほろしん温泉ほたる館という名称で親しまれてきたものを、第一寶亭留ほたる館とすることに対して抵抗を感じられる方もいらっしゃると思いますので、名称を変えることは今の段階では考えておりませんが、第一寶亭留のそのホームページにおいて、ほろしん温泉のリンクを貼っていただいて、宣伝効果も十二分上がってきているというふうにも思われますし、今後も体験・観光・交流の拠点施設として、自然豊かで魅力ある幌新の森ほたる館として集客に努めてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）はい。ありがとうございます。それぞれ答えを頂きましたが、1番に関しまして、知名度を上げる戦略その他、SNS、その他を使うということと、230万年間予算を計上していますよということなんですが、先ほど伊藤議員からの質問の中にもありましたが、やはりちょっと一つには、役場の機構図の構造的な問題もあるんじゃないかなと、町長の発言を聞いて感じるころがあります。スタッフの配置としては、現在産業創出課が中心にこのお仕事をされていると思いますが、かつては沼田町役場には、町全体の戦略に特化した部署、地域振興課、地域開発局などがありました。町長も職員時代には担当や課長室長などの立場でリーダーシップを

発揮されてきましたが、現在、もちろん役場には職員には多様なタレントの方がいらっしやって、福祉や税金に得意な方もいらっしやいますが、やはりここは沼田町全体の宣伝マンとして、全体をプロデュースして引っ張っていく存在が必要なんではないか。先ほど質問の一番最後に、町長がほたる館のあのエリアのことにに関して「魅力度が日々日々上がっているが、ここは口コミで云々とおっしゃっていましたが、確かに魅力は上がっていますけれど、私も仕事柄あそこのエリア全てのところに細かく顔を出させていただいていますが、どうも上手に横の連携が取れているような気はいたしません。今回キャンパーでやってきた秋山さんとか、クラフトビールをやっている村上さんなど、ピンポイントで熱い方がやってきてはいますが、どうもそれが全体に波及しているような印象がない。それを日々確かにコンテンツは増えて、メニューはどんどん増えていっているんだけど、現場の方のお仕事のボリュームが増えているだけであって、せっかくそれ全体が沼田町のパッケージとして町外、道外にアピールし切っていない。財産は持っているんだけど、全国ブランドになっていない。そこが沼田町の非常にもったいないところではないかと。そのためには、やはり役場の中に全体を戦略に特化した部署が必要なんではないかなと考えておりますが、産業創出課っていうのは、これを英語で言えば、今風に言えばインキュベーションプログラムっていうんですかね、新規事業の立ち上げのサポートに関しては非常に特化したところで、今回やられているクラフトビール云々に関しては、まさしくこのネーミングどおりだと思うんですが、それと町長がもう一つ目指されている町全体の戦略、地域振興、地域開発に関しては、やはり産業の創出をさらに上回って、沼田町全体をパッケージにするようなお立場の部署が必要ではないかと。現在の機構図の構成上の効果と課題が、町長はもし考えているのであれば、どことどこをどのように改編するよというを準備されているとまでは言いませんでしょうが、この役場全体の構造として町長が職員時代にやられたことと、現在のスタンスでここまでメニューが膨らんだ沼田町全体を、1つの課に負担をかけてよろしいのかということ、ひとつ1回確認させてください。それと、2番目のお答えもありがとうございます。1番目に関係してイエロースターズのお話もいただきましたけれど、これは今回いろいろこの質問を考えるに当たって、沼田町も過去に全国放送のテレビ番組とか、連続テレビ小説の「すずらん」などがありましたけれど、どうも沼田町全体がルーティンとしてきっちりコマーシャルを、広告を全体に持っていくというような機能をしている部署がないような感じがしました。例えば、町外にマスコミを活用するためには、候補としてルーティン、最低限年間ここまでの候補はここまできちんとやっとなきゃいけないというのが既にあると思うんですよね、夜高あんどんを中心に。それが何となくばらばらというような感じになっています。例えば、よく自治体とか企業がやっている、我々企業もやっていることなんですけど、北海道の記者ク

ラブへのプレスリリースというのがございます。これは、道庁の本庁の2階の総合政策部の知事室の広報広聴課のところであって、新聞社とテレビ局で23社加盟しているところなんですけれど、ここにプレゼンの紙を23社公平に渡して、そこから彼らがピックアップして仕事を沼田町の取材をする、下川町の取材をする、東川町の取材をするというような形になるんですが、沼田町はどうもそういうようなベーシックなルーティンの作業をされていないのではないかと。例えば、こういうようなことをされて、さらにそれに乗っけて特別なイベント、例えば130周年でこういうことをしますよ、云々となったときには、さらにそこにフラッグを立てた宣伝をすることによって、めり張りをつけたよいハレーションが起こってくるのではないかと。この中で、ルーティンの広報の基盤がないままに、過年度の記録に沿った広報を繰り返しているから、どうしても情報の刺激を求めるマスコミとか町外のユーザーにはアピールが弱いのではないかという印象を持ちます。その全体の広報のアレンジを、町長は口コミ云々というふうにおっしゃってくれましたが、果たしてそれだけで一生懸命現場で頑張っている方の効果が町外に波及できるのかという心配があります。その当町の記者クラブのプレスリリースに毎回活用されているのか云々ということと、あとイエロースターズのことで言えば、沼田町にはNECレッドロケッツの廣瀬七海選手さんがいらっしゃったときに、なかなか彼女を利用し切れなかった、いい意味で活用できなかったんじゃないかなと考えています。今回、開記130周年ということで、沼田中学校のOBの株式会社カネカの菅原公一会長とか、シンガソングライターの細坪基佳さんのライブを企画されていますが、これも何となく町民向けのドメスティックな印象があります。やはりこういうときにこそ、沼田町にはこういうすばらしい方がいて、町外の方も沼田町を注目してくれというのを、いい意味で菅原さんや細坪さんを活用すれば、彼らも沼田町から出ていった人間として、さらにより汗をかいていただくことができるんじゃないかと。例えば、あと廣瀬七海さんは今回既に辞められましたけれど、沼田町出身の宝塚女優の彩音星風さんは、来月7月7日の月組の東京公演の千秋楽で退団されます。この7月7日の退団の公演を、例えばゆめっくるのハントホールとか町民会館で上映会をして、それを町民に見てもらって、町外の人も見てもらって、全国的に月組の方が、彩音星風さんは沼田の出身の方なんだぞということで、ここで教育を受けたんだぞ、ここで踊りや歌を学んだんだぞということをして、さらに宝塚市と沼田町が姉妹都市になるぐらいの戦略、内向きに町民に紹介するんじゃなくて、外向きにアピールしていくという活動が、やはり沼田町をブランディング化していくことによって、非常に意味があることでありますし、沼田町から出ていった彼女、彼らというのも、やはりそこに対してこそ、自分たちを利用してほしいという気持ちになると思います。そこを、やはりイエロースターズのSNSも確かに効果的かもしれませんが、沼田町の財産、なぜ全国ブランディングになり切

れないのかという、このことに対して改めて町長の思いを聞きたいと思います。あと3番目に関しましては、通年型の全国ブランドに育てるということに関してのお答えが、ちょっと抽象的だったので、その通年型にする手法について具体的に教えていただければと思います。その3つです。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）まず、役場の機構に問題があるのではないかという、そんな話だったかと思いますがね、問題は私はないと思います。ただ、これだけいろんな業務が増えてきているということを考えれば、より負担がかかっているという思いでいることは、私も考えているところであります。ただ、今ここでやはり頑張らなきゃいかん、町を持続させるために、やはり職員の知恵とアイデアを出し合いながら、そして全国ブランドに育て上げる、その環境をつくる、そのきっかけをつくるのが我々なんだという、そんな思いで進めていければというふうに思っておりますので、いずれにしても組織の中もそうですし、町全体もそうですけど、横の連携をより密に対応できるその環境をつくるために、努力をしていきたいというふうに思っています。それから、2点目の外向きにブランディングすべきではないかということは、おっしゃるとおり、我が町にはいろんな部門で活躍をしている方々がたくさんおられます。そのことをやはり我々も自慢して、町内外にアピールするということは当然必要なことだろうなというふうに思いますし、それは投げかけているつもりでもありますし、今提案のあった宝塚の最終公演の関係については、それはちょっと多分そんな簡単にできるものではないだろうと思いますので、町でいわゆる見ることができるようなことにはならないかと思いますが、しかし、彼女がこの沼田町で育って出身であるということは、我々も皆にPRをしていきたいというそんな思いでありますので、いずれにしてもそういうアイデアというか、前向きなそういう意見があれば、ぜひとも御意見を提案していただきたいし、自らもどんどんPRをする、その立場になっていただければなというふうに思っています。それから、もう一つが何でしたっけ、「（通年型ですね）」の声あり）通年型の手法は、どの質問だったっけ、2番目か。2点目の質問に関してということでもいいのかな、はい。おっしゃるとおり、いかにその素材をうまく活用して展開をしていくということが必要だというふうには、先ほども言ったように私も理解はしているつもりであります。ただ、その段階にPRをするだけでは、やはり一番の課題は、来ていただいた方に満足度を上げてもらう、満足をしてもらうその環境をつくらなければいけないというふうに私は思っています。ですので、PRは当然必要である。がしかし一方で、受入れ体制の環境を整えていく、レベルアップをしていく、そういう環境も当然していかなければいけないというふうに思っています。その上で、その効果を発揮させるためにも、私としては先ほど申

したように、その自然学校でより効果を高める環境をつくっていくことも必要であろうというふうに思っておりますので、この点についても改めて御協力をお願いしたいということで回答とさせていただきます。以上です。

○４番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○４番（久保元宏議員）町長も全国ブランドの必要性については、私と同じ考えだと思いますし、それが沼田町の一つの未来を開いていくための重要な点だということで、お考えは同じだと思います。ただ、その運用、運営の手法と具体化というのに関して、まだまだ問題、課題があるんじゃないかということを、町長との議論で感じました。特に、最後のほうに述べられたその通年型の議論をしたときに、むしろ満足度を上げることが必要なんじゃないか、云々かんぬんというお話でしたが、まさしくそれは当たり前のことなんですよ。満足度を上げながら同時にPRしていく。その妹背牛のペペルのコマーシャルが世界一だとは全く私も申しませんが、一つの手法として改装に経費をかけた、そして地元の農家の人たち中心に手作りの地場産のPB商品をつくった、それをテレビコマーシャルでパッケージとして町民ではなくて町外の人にアピールすると。これは妹背牛型じゃなくて、どこの町でもやっていることだと思います。その成功したのが東川町であり、上富良野町であり、余市町だと思います。余市や東川の成長に関しては、私が述べるまでもないと思いますが、彼らは上手に同時にそれをやっていると思うんですよ。そこで、最後にもう一回質問３つだけさせていただきます。役場にブランディング戦略に特化した戦略室が必要と考えますが、いかがでしょうかというのがまず１つ。２つは、資料２で議論させていただきましたが、これやはり観光協会の需要をより通年化し、標準化し、沼田町の魅力を切り開くというその窓口を、切り口を増やすべきではないかと。既にあると思うんですよ、切り口は。それをもう少し観光協会がよろしいのか、これはもしかしたら産業創出課がよろしいのかどうか分かりませんが、担当部署がより標準化する切り口のある作業をもっと持っていくべきではないかと。２３０万円の広告宣伝費というのは、私は使い方によっては足りなくもあるし、多くもある。無駄な場合もあるし、効果的な場合もある。効果的にするためには、資源を上手にパブリの記事に載っけていく。そのためには、上手にマスコミを利用する。当町のプレスリリースに対してのお答えはいただけませんでした。そういったようなことをどんどん利用していきながら、沼田町をテレビや新聞や雑誌のメディアに使いたくなるようなふうに持っていく。それこそが住みたくなる町の一番の近道じゃないかと思うので、通年型の標準化の作業がより必要じゃないかと感じます。それが２つ目の質問です。３つ目なんです。やはり先ほど第一寶亭留ほたる館ということに関しては、抵抗があるんじゃないかと町長おっしゃいましたが、町民の抵抗があるのと効果があるの、これをどっち

かてんびんにかけたら、どうしても効果があるという方法のがまだまだ多いと思うんですよね。印象的に抵抗があるんじゃないかと。私自身もほろしん温泉はうちの久保キュウサク、祖父が始めたところもあるので、ほろしん温泉にはそれなりの思い入れがありますけれど、仮に第一寶亭留ほたる館というふうになったところで、もともとあそこはほたる館というネーミングでもございませんでしたし、町民や町外の人たちが喜んでいただけるんだったら、これはどんどん活用すべきことですし、布村社長だってこれは本当に本意のところだと思います。契約しているうちに、これはもう一日でも早く進むべきですし、まずその議論を一旦相手方の気持ちも聞くべきですし、町民の意見も聞いて、印象的に抵抗があるんじゃないかというところで足踏みするのは、全く無駄ではないかと。その方向で第一寶亭留と共同の取組をして、その自然学校や化石館を含んだエリア全体の再構築に着手する必要があると考えますが、いかがでしょうか。以上3つです。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）今の3点目のほうから。第一寶亭留の名称を使うことが理想か、使わないより使ったほうが理想かもしれませんね。ただ、まずは昨年4月から指定管理を1年間行って、いろいろと社長も見てきた、現状を見て、お客さんの状況を見て、提案を頂いたのは幌新の森ほたる館という戦略で進めていきたいという話を頂いたところです。で、定山溪の環境と、我がほたるの里の環境というのはやはり違う状況であるのでね、そのことを踏まえて、社長からは、「ありのままの自然を感じられるような、ここにしかない宿、これを追求したい」と。で、「とにかく周辺のネイチャー体験型エリアを気軽に楽しめて、札幌から90分なのに、秘境のような体験エリア併設の宿泊施設として生まれ変わらせたい」という、社長からの強い意向を頂いたところであります。ですので、その社長が見る、プロの目から見てこの地域の強みを生かしたブランディングによって、全国ブランドに生まれ変わるときが近いと私は思っているので、この点については単純な名称変更じゃなくて、トータルの活動について御理解を頂ければなというふうに思っています。それから、1点目、2点目の質問に関してでありますけども、戦略的な、組織的な位置づけが必要でないかというそういう部分では、これは内部でもちょっと調整をさせてもらおうとは思いますが、その機能は用いています。ですので、そのことと併せて、やはりうちの町でいうと観光協会の位置づけをさらに拡充できるような、そのことを視野に入れながら取り組んでまいりたいというふうに思います。いずれにしても、まちづくりは非常に厳しい状況でありますので、我々行政だけでの運営については、あるいは戦略を実行することについてはなかなか難しい部分もありますので、ぜひともお互いにPR隊員の一員として御協力をいただいて、全国ブランドにつくり上げられるように御協力

をお願いしたいと思います。以上です。

○４番（久保元宏議員）質問終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。

○議長（小峯聡議長）議席番号２番、篠原議員。地方自治法改正で町が受ける影響をどう考えるかについて質問してください。

○２番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○２番（篠原暁議員）２番、篠原です。今日は３つのテーマにわたって質問を用意させていただいていますけれども、まず最初に、地方自治法改正で町が受ける影響をどう考えるかということで、町長のお考えを聞きたいと思います。現在開会しています第２１３回通常国会で、地方自治体に必要な指示ができる制度（補充的指示権）の創設というものを盛り込んだ地方自治法改正案が、５月３０日に衆議院を通過して、参議院において現在も審議中です。現在、国の指示権というのが、人道上の理由や処理の高速化といった場合に限って発動できるというふうになっていまして、これが改正案では、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態ということであれば、指示をすることができるといふふうになっているようですけれども、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態というのがどのような事態なのかという想定は、具体的には示されていません。２０００年に地方分権一括法が施行され、それまで言わば上下の関係だった国と自治体が、対等・協力の関係ということで改められたという経過があります。今回の地方自治法改正案については、国の関与を最大限抑制しなければならない自治事務にまでも国が指示をすることが可能になるというもので、国と地方の対等な関係が損なわれるのではないかとということで、全国知事会も懸念を表明しているところです。国会論戦の中で、政府は、存立危機事態を含む事態対処法や安保３文書に基づく特定利用空港・港湾への法律適用について、除外するものではないと明確には否定していません。万が一でも、有事の際に自治体職員が国の指示で動かされるということがあってはならないのではないかなということに、非常に危惧を感じます。このように、今回の地方自治法改正は、自治の在り方に非常に大きな影響を与えるものではないのかというふうに思っています。町長として、沼田町はどのような影響を受けるというふうに考えていらっしゃるか、また、今回の改定に対してどのような動きを対応するのかということをお聞きします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）この質問が何を求めているのか、私の感想としては正直分かりません。ただ、私のほうからの質問は受け入れられないでしょうから、想定をした上

で御回答をさせていただきます。どのような事態を想定した内容なのか、漠然としたもので、適用範囲が広範にわたることになる可能性があります。国の地方自治体に対する権限が強化されることが懸念されているところでもあります。安易に行使されないように、事前に国と地方自治体との間で十分な協議、調整をすること、あるいは、現場の実情を適切に踏まえ、目的の達成のため必要最小限の範囲で運用を行ってほしいと考えますが、いずれにしても詳細な内容がまだ示されていない、そんな状況でありますので、今後の国会での議論等を注視しながら対応を考えていきたいと思えます。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）国の関与というのが、非常に曖昧で漠然としていて分かりにくいということで、何か、私の質問も曖昧で分かりにくかったのかなというふうに思いますけれども、今、町長がおっしゃったように、自治体への権限が強化されるということは間違いがないかなというふうに思いますけれども、北海道新聞が5月30日に報道したところでは、北海道町村会の会長が安易に行使されないよう、事前に適切な協議を行うべきだというコメントを出していると。まさに今、町長がおっしゃられたことと同じような考えではないかなというふうに思いますけれども、同じ記事の中で、道北のある首長ということで名前は伏せていましたけれども、コロナ禍で政府の方針に振り回されたと、指示の出し方が不明確で、ますます混乱するのではないかと、法改正には反対を表明すると言っている方もいらっしゃるようです。少なからず、そのほかにも東京都の世田谷区長ですとか、神奈川県の実鶴町の町長ですとか、反対または非常に危惧を持っているというコメントを出している方もいらっしゃる。首長の中にも少なからず、そういう考えを持っていられる方もいるということなんですけれども、なかなかこの場で町長のお考えはどうですかということを聞いても、難しいのかなとは理解しますけれども、事前に十分協議を行った上で国が指示を行ったというときに、今のところ、まだおっしゃるように、全部が詳しいところまで分かっていない部分はあるかもしれませんが、それについて町として、国からの指示に対して拒否をするような場面というのはあり得るのかということ、想定の話になってしまうのかなと思いますけど、その辺もしあった場合、どうお考えかということもちょっと聞きたいと思えます。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）それを答えなきゃいけないのかどうか分かりませんが。私の知る限りでは、指示権発動には、指示の前に国が自治体から意見を聞いたり、資料の提出を求めたりする規定はあるというふうに聞いています。ですので、それが意向が

通るかどうかはちょっとまだ分かりませんが、そのような状況の中で、いわゆる反対するとか拒否をするとかという、そんな話には私はならないというふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。

○2番（篠原暁議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）おっしゃるとおりかなというふうにも思いますけども、最後に、今、国会の中で議論が進められていますけれども、これは衆議院の総務委員会でも参考人の意見陳述を行ったという時のことですけれども、専修大学の白藤博行名誉教授という方が意見を述べられていますけれども、地方自治の今回の改正、地方自治の趣旨や目的に逆行する、権力が逆転するものだ、憲法及びその附属法であるとされる地方自治法を理念的・構造的・機能的に破壊する改定であると、緊急事態においてこそ徹底した分権化を図り、むしろ自治体が司令塔になって第一義的に事態に対処すべきですと、重要なのは危機管理の国化・集権化ではなく、危機管理の現場化・地域化ですということを意見、述べられています。これ聞いたときに、私、非常に分かりやすい例えで思い浮かんだのは、事態は現場で、つまり自治体の町の現場で起きているのであって、沼田町の会議室で起きているのではないんだというような、そんなセリフが思い浮かんでくるんですけれども、ぜひ、こういうこともあるということを町長はどのように受け止められるのか、最後になかなか難しいかもしれませんが。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）いろいろな角度でお話をされている方もいます。今のような方もおられれば、一方で、いわゆる自治体の格差というか、財政力にもしかり、人口規模もしかり、その状況、いろんな市町村がある中で、やはり多様のバランスが崩れる、そのことを抑えるというか、均一にするためには必要でないかという、そんな話をしている方もたしかいました。ですので、ここで想定をしたことに対してどうこうという話は言うべきではないと思うし、仮にそのような状況が想定される場合であれば、それは我々も、町村会なりのそういう組織から意向を発するようなことで対応していかなければいけないというふうに思いますが、それよりも、やはりそれは国会の中でしっかりと議論をしてもらうことを働きかけすべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。回答はいいです。以上です。

○2番（篠原暁議員）3回目なので終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。

○議長（小峯聡議長）それでは続いて、篠原議員。無縁遺骨を生まないための町の取組はについて質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）続きまして、無縁遺骨を生まないための町の実施はということで質問をさせていただきます。沼田町では、今年、町民の要望がかなって合同墓が設置されるということになりました。これまでも焼骨の継承に不安を持つ高齢者の方にとっては、死後、自分が入るお墓の心配をしなくて済むようになるということで、私も喜びの声を幾つか聞いています。一方、引取手のない遺骨が、全国の自治体で6万体制も保管されているという資料があります。そのうちの9割は、実は身元が分かっていると、そういう実態があるようです。家族の中で自分が最後まで残った、変な言い方ですけどもそんなような場合に、無縁遺骨という状態になってしまう、それは、今、誰にでもあるのではないかなというふうに思います。身寄りのない方が亡くなった場合、自治体が遺体を引き取って火葬して納骨するという例もあるようですけれども、戸籍をたどって親族に連絡を取って、遺体の引取りを求めても拒否をされる場合が、これも本当に現代なのかなというふうに思いますけれども、そんな場合もあるということで、このことに関しても、今、国による統一的な基準というものがないので、この対応は、それぞれ自治体任せになっているというのが現状のようです。そのような状況の中で、身寄りのない人が生前、死後のことを託すことができる終活支援事業というものに取り組む自治体が幾つかあるということが、調べてみて分かりました。神奈川県横須賀市では、2018年、全国に先駆けて私の終活登録事業というのを始めたそうです。東京都豊島区でも、安心終活センターというものを開設して、緊急連絡先や献体の登録先、遺言書の保管場所などを登録できるような制度を設けていると。必要なことは、生活に困窮する人を含めて誰もが自分の死後のことを生前に選べる、決めておける、葬送の自由が保障されることなのではないかなというふうに考えます。そこで、次のことを聞きたいと思います。沼田町では身寄りのない方が亡くなった場合、現在、どのように対応をしているのでしょうか。また、死後の不安をなくすため、さきに挙げたような終活支援事業のようなものを、今後、取り組むような計画というものはあるのでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）お答えしたいと思います。まず、その1点目の身寄りのない方が亡くなった場合の対応についてですが、地域包括支援センターでは、総合相談あるいは権利擁護における業務を行う上で、高齢者へ必要なサービス制度を紹介したり、金銭管理が困難、もしくはそうなりつつある高齢者に、成年後見制度の活用をサポートする業務などを行っており、その過程で、本町に居住する高齢者あるいは御家族が様々な相談に来られた場合、家族関係や血縁関係などを聞き取りしながら、随時対応しているところです。全国的な高齢化の進展に伴いまして、単身高齢者が増加傾向に

あり、今後、身寄りのない方が亡くなるケースが増えることが予想されますが、本町においては、近年、身寄りがなく、亡くなるケースは現段階ではおりませんが、本町に居住する方の中にも、潜在的に身寄りのない方はゼロではないと思われます。身寄りの有無の確認についてはこれまで同様、介護予防事業に参加、あるいは相談に来られる高齢者家族などに聞き取りを行いながら、血縁関係の把握に努め、生前に遺言書の作成や成年後見制度の活用などを説明して、死後のことについて本人の意思を尊重した上で、法律等の専門家、弁護士あるいは行政書士などに相談しながら進めてまいりたいというふうに思っています。それから、現在は身寄りのない方が亡くなった場合の対応を定めた本町の規定についてはありませんが、生前に血縁関係の把握に努めることはもちろん、このようなケースの場合、厚生労働省から示されている身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引というものにのっとり、墓地、埋葬等に関する法律または功旅病人及び功旅死亡人取扱法の規定により、町において、福祉葬として簡素な直葬を行うこととなりますが、親族あるいは相続人を探して見つかる可能性もあることから、一時、警察署あるいは葬儀社の遺体安置所に御遺体を安置することになる場合もあるかと思えます。また遺骨は、町で一定期間保管いたしますが、事前に本人の意思を尊重した上で、寺院との相談や令和7年度に竣工予定の合同墓に納骨することになると思えます。自分に万が一のことがあった場合、死後の備えをしていなければ多大な迷惑をかけることになる可能性があり、人生の最期を自分らしく生きるために、そして後を託された人が困らないように、地域包括支援センターでは終活におけるこのような相談から専門家への調整など、これまでも随時サポートをしてきており、今後も継続してまいる予定であります。次に、終活支援事業に取り組む計画はあるのかについてであります。以前からも介護予防事業の一つとして、生前にできる準備や死後の事務処理等を促す、終活をテーマにした講演会を既に行っております。今年度においても、いきいき大学あるいは認知症教室フォーシーズンでも、終活をテーマとした講演会を実施する予定であります。終活支援事業が全国の自治体に広がりを見せていることは承知しておりますけれども、本町では登録制度は設けていないものの、終活をテーマとした講演会の実施ですとか、地域包括支援センターによる必要に応じた方へのサポートは既に行っているところで、終活に係る事業には町内をはじめとする各種金融機関ですとか、民間による保険会社、葬儀会社がサポートやセミナーに取り組むなど、多数の事業所がサポート体制を構築しておりまして、自治体からの支援とは別に、民間の支援を既に受けている方も一定程度いるというふうに思われます。町としては、人生の最期を自分らしく生き、後を託された人が困ることがないように、これまで同様に継続した支援をしていくことが終活支援事業であると認識しておりますので、終活において情報の内容等を精査しながら、本町に住まわれる方々へ、今後も情報提供を行ってまいりたいという

ふうを考えていることを、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）終活支援事業については、おっしゃるように民間が先行して様々なものがあるのは承知していますけれども、おそらく亡くなる方、高齢な方中心だと思いますけど、そういう方たちにしてみれば、何がいいんだろうかっていうのがやっぱりなかなか判断が難しいのかな。こういう事業を制度化している自治体の話では、やっぱり民間任せではなくて自治体が、先ほども述べたように死後のことについての選択権をしっかりと確保する、保障するという姿勢で取り組んでいるようですので、例えば、エンディングノートというものがありますよね。これ、民間の葬儀会社なんかでも、そういうセミナーなんかをおっしゃったようにやってたり、私が在職していたときにも、いきいき大学でそういうエンディングノートを使ったセミナーというのもやっていたというのも記憶していますけれども、そういうものも自治体で簡単なものを用意をして、無償でそれに取り組んでいるという例もあるようですけれども、せっかく合同墓ができるということになって、安心して、自分はもうそこのお墓でいいんだという人が、そういうことをちゃんと残しておける。ただ、身内の人に口伝いに言ってるという話ではなくて、きちんと自治体が本人の意思を明確に受け取って残して、何かあったときにはそれに従って処理をしていくということが、本当に安心できることなのかなというふうに思うんですけれども、重ねていかがですか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）行政ありきという話では、私はないと思いますんで、あくまでもこれは、御本人の意思を尊重すべきものであるというふうに思います。ですので、相談を受けた際には、行政のほうでサポートしてあげる、その体制は引き続き対応していきたいというふうに思いますし、行政からエンディングノートをどうぞ書いてくださいという、そんな話にはならないと思いますので、その点は御理解をいただければというふうに思います。

○2番（篠原暁議員）分かりました。終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号2番、篠原議員。子供の視力低下の実態と対策はについて質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）それでは、3点目になります。子供の視力低下の実態と対策は

ということで、教育長のお考えを聞きます。令和３年度に文科省が委託事業として行った事業があります。児童生徒の近視実態調査いうもので、これ資料の１なんですけれども。

【篠原議員 テレビモニターに資料を映す】

これがその報告書の中の１ページを抜粋したもので、右側の枠で囲んだ文章はその中に書かれている記述をそのまま抜き書きしたものです。ＩＣＴ機器の普及で、近視を発症する要因が非常に増加しているということなんですけれども、冒頭、まず誤解のないように申し上げておきたいのは、決してＩＣＴを活用した教育活動を懸念を示しているというか、それを反対しているというものでも何でもなく、むしろそれは推進されるべきだろうなというふうに考えているということをまず申し上げておきたいと思いますけれども、その上で、１０歳以下で近視が発症した場合は、近視が強度に至る可能性が非常に高いということがこの報告書の中で言われています。この文章をよく読むと、最後のほうに非常にショッキングな表現もあるんですけども、最悪の場合には、中年期以降失明につながるリスクも高まるというふうに書かれています。この受託事業では、学校向けに啓発資料というものも作っていて、それが資料の２なんですけれども。

【篠原議員 テレビモニターに資料を映す】

小学生用と中学生用と２つありますけど、中身は表現が違っただけで同じ内容なんですけれども、そういうものが発行されているということです。全国の小中学校と高校の養護教諭の先生でつくっている子どものからだと心・連絡会議という組織が、令和４年度に出した報告書では、文科省のデータを基に令和元年度から３年間、視力１．０未満の子供の割合が上昇していることを示しています。そこでお聞きしたいのは、まず、沼田町の小中学生における視力の実態はどうなっているかと、つまりは、１．０未満の子供の割合が上昇しているような実態が見られるかということと、それから視力の実態が見られた場合にその原因について、これは色々、多種多様なものが影響はしてくるとは理解しますけれども、どのように分析をされているのでしょうかということ。それから、文科省から先ほど示した啓発資料というのがありましたけれども、このようなものを含めて、沼田町の対策として学校でどのような指導をされているか。これは最後、例えばという話で、たくさん事例を調べるといろんなものが出てきますけれども、「めがねのまち」として有名な福井県の鯖江市と、眼鏡といっても眼鏡のフレームの生産地として有名なまちですけれども、目の健康体操というものを制作して、Ｙｏｕｔｕｂｅでも動画を公開しています。それを学校や高齢者施設で見て、活用して、指導をしていると、そういうことにこの鯖江市が取り組んでいるそうなんですけれども、何かやっぱりそういう目の健康にいい活動というのを取り入れているのではないかなと思うんですけども、沼田町ではどのようなことを取

り組んでいますかということで、お聞きしたいと思います。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）それでは私のほうから、まず、小中学校における視力の実態についてであります。今年度の身体測定の結果によりますと、裸眼の視力1.0未満の児童です。小学校1年生では1割台ですが、小学校2年生で3割以上、3、4年生で5割以上を占めている状況です。小学校5、6年生にあつては7割近く占めている状況でありまして、全体で約5割の児童が1.0未満という状況になっています。次に中学校であります。中学校につきましては、中学校1、2年生で4割から5割、中学3年生で6割近く占めている状況で、中学校も全体で48.8%、約5割、小中学校合わせて約5割の児童生徒に、視力の低下が見られるという状況にあります。これにつきましては、篠原議員のほうからも資料の提供をいただいておりますけれども、沼田に限らず、全国的に子供たちの視力の低下が社会問題になっている状況でございます。この原因といたしましては、医学的に分析した根拠、エビデンスはありませんけれども、スマホですとかモバイル端末、タブレット、ゲーム機、デジタルデバイスなどが、視覚に影響を及ぼしているのではないかと考えられておりまして、近年は、教育や家庭環境においてもデジタル化が進んでいるなど、子供たちの私的環境が変化しておりまして、長時間の使用によって視力の低下を招いているというような可能性はあるかもしれません。これについては、否定できないかと思えます。先ほども申し上げましたが、これは世界的にも近視につきましては社会問題になっている状況で、沼田の子供たちだけの問題ではなくて、ICT教育やデジタル社会を今後も普及していくためには、これらの機器との上手な付き合い方を知ってもらう必要があるかと考えております。学校での視力低下の対策といたしましては、タブレットの使用のルール、これは先ほども資料提供いただいておりますけれども、文科省が発行されているリーフレット等ありますけれども、配布などをしながら、保護者への啓発も重要でありますから、この辺の資料も使いながらタブレット端末の長時間使用を避けたり、正しい姿勢で目からの距離に配慮したりなど、学校と家庭において、これからも改めて啓発をしてまいりたいというふうに考えております。町ぐるみによる目の健康づくりなどにつきましてももちろんでありますけれども、現行の対策といたしましては、就学前から子供たちの視力の状況などを把握しつつ、小中学校の時期におきまして視力の発達の妨げにならないよう、重複いたしますけれども、学校・家庭と連携しながらこの辺の目の健康の取組につきまして、進めていけるように検討してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）今、教育長のお話の中では、学校でも啓発資料等を出して指導をしているというようなことでしたので、その点についてはよかったなと思いますけども、たまたま私も何人か知っている教育関係者と話をしたら、あんまりこのことについて関心を持っていない人が意外にいるんだなと、そういう実態は知ってますよということなんですけども、学校でどんなような指導をしているかということについては、特にそんな大事だとは思っていないというような認識の教育関係者もいたみたいなので、沼田町ではそんなことはないのかなというふうには思いましたけれども。指導の中でスマホやタブレットの使い方のルールということでしたけど、具体的にどのように指導されているかと、もし分かれば教えていただきたいんですけど。例えば、美瑛小学校の学校だよりというのが見つかったんですけども、去年の令和5年5月に発行されているんですけども、視力低下を防ぐ3つの30ということがイラストつきで書かれていて、1つはスマホやタブレット機器と顔、目の30センチ以上離すと、それから連続使用は30分以内と、使い終わったら30秒間は目を休めるというような、これは多分この学校独自というよりは、そういうデータがおそらくはあるんだろうと思うんですけども、このような取組をしているところもあるということで、具体的に沼田ではそういう指導をされているのかということと、もちろんこの3つの30みたいな指導は大事なんですけども、そのほか医学関係、目のお医者さんの関係の推奨することの中では、屋外活動というのは実は非常に大事だと、授業の中でそういうIT機器を使った後は、休み時間には外で伸び伸びと活動するというのが、実は目を悪くさせないためにはとても重要だと、もちろん家庭においてもそうなんでしょうけども、そのような活動は中学校ではあまりないかもしれません、部活がありますけど、学校で意識的に取り組まれているのかというようなことを重ねてお聞きしたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）まず、前段の美瑛小学校で取り組んでおられるような3つの30といいますか、そういった取組につきましては、文科省の資料等にもこの3つの30につきましては記載があるんですが、そういったリーフレットを参考にしたから、小学校のほうでも独自というわけではありませんけども、このリーフレットに準じまして子供たちに指導をしているところでもありますので、その点につきましては御理解いただければというふうに思います。また、野外活動の効果という点につきましても、目の視力のために取り組んでいるという意味合いではございませんが、今、町で進めております自然学校との連携の点につきましても、小学校のほうでも子供たちに、今回は小学校5年生が宿泊学習でほろしんのほうに宿泊されることになっておりますけども、学校のほうでもこういった自然体験の取組につきましても、前向きに事業等でも取り組みながら進めてさせていただいているところでございますの

で、自然体験と子供たちの関わりにつきましても、視力のためというわけではありませんが取組は進めているところでございますので、その点も併せまして御理解いただければというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）そういう野外体験活動、もちろん目の健康とは全然別な意味で大事な取組というふうに理解してはいますが、私が考えていたのは、授業でこういう機器を使った後、休み時間にずっとまた教室にいるんじゃないくて、ちょっと外へ行って体を動かしてきませんかというようなことはあるんでしょうかというようなことなんです。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）日常的に2の休みといいますか、2時間目と3時間目の少し長い休み時間ですとか、あるいは昼休みのときに子供たち、体育館ですとか野外で体を動かすような活動をしているところでございますので、その辺につきましても併せまして御承知おきいただければというふうに思います。

○2番（篠原暁議員）はい。終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号9番、上野議員。安心して沼田町で住み続けられるため、町民とのさらなる対話をについて質問してください。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野です。安心して沼田町に住み続けられるため、町民とのさらなる対話ということで、町長に質問させていただきます。道新の6月1日の新聞に、将来の沼田の人口、2050年に1,421人と出てました。こんなに少なくなるのかな、大変なこと起きるかなと、私、びっくりしております。私のさきの質問でも、商店街の店舗の閉店のことを取り上げたり、将来の懸念材料として本当に心配なことが多いと思います。まず1つ目、2年後に廃線が決まっているJR留萌本線、この交通網、町民の足、病院、それぞれ親戚、子供たち、それぞれ行くときの交通手段、2年後と言うけどもう1年しかないと思います。こんな方向が決まってないような不安材料があります。これについてと、それに少子高齢化、簡単に言葉では言うけど、本当に大きな問題だと思います。高齢者は歩けなくなったり、思うように動けなくなる、思うように行けない、言葉も話せなくなって、いろんな高齢によっての不都合、もちろん子供たちにとっても、少数によっていろんな弊害が出てくると思い

ます。それを一番大事な沼田の基幹産業の農業、この1次産業の減少、後継者はいると言えども、農業で生きていくために沼田町で生きていけるのか、機械化になっているんですけど、修理する技術者がいなくなったり、指導者がいなくなったり、農業一つに取っても不安材料が私あると思います。それと先ほど、JRの問題も兼ねますけど、買物難民、沼田の商店も減っているんですけど、町民は身近なところで買物をしたいと思います。これがお店がなくなると、どこにどうやって買いに行ったらいいの、それはマルシェで移動購買的なものはありますけど、やっぱり近くにあることによって高齢者は特に助かると思います。このように、沼田町に長く安心して住んでもらえるために、不安を抱えている町民は本当に少なくないと思います。それに横山町長が町長になってからいろんな政策、いろんなことを町民に説明する機会があると思います。町長の執行方針の中にも町民との対話、いろんな高齢者との対話やったり、いろんな懇談会やったりしている、これをやっているのは分かります。だけど、町民の参加者、出席者、ちょっと少なくなっている。この辺の町民の参加者の推移についてもお聞かせください。それとコロナの関係もありますけど、参加者も少なくなっているというか、私の考えが、少ないようなイメージがありますので、町長としてのその辺の見解もお聞かせください。それと町長として、今後、沼田町の町民の力を借りて町民とのさらなる対話をまちづくりに生かす、こういう考えはあると思いますが、その手法的なことあれば、それもお聞かせください。横山町長になってから、オール沼田という言葉がよく私も耳に聞きます。町長は、町民みんなそれぞれいい知恵なり、いいアイデアなり、いい考えを持っていると思います。その町民の声を多く聞いて、多くまちづくりに反映させるべきだと思います。町長として、積極的にいろんなところで参加しているようですが、例えば、年末の忘年会、新年会、それぞれ町内会の何かに、町長に昔は忘年会、新年会、町長来てくださいと案内あったのは、確かに過去、町内会ありましたよね。だからそういう、今はいろんなことであまり招待はないかもしれないけど、積極的に団体だとか町内会の行事に対して、担当職員もいると言えればそれまでなんですけど、できるだけ町長、忙しいときを合間を縫った中で、町長としての町民の声を聞く姿勢などを、ぜひ、今この場でお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）この御質問は、聞く姿勢が足りないという質問なんですか。私の聞く姿勢が足りないという御質問なんだろうか。

○9番（上野敏夫議員）いやいやそんなこと思ってません。

○町長（横山茂町長）非常に何か自分としてはショックなのよ、人数が少ないという、そんな話が出ると。私もこれまで5年間、いろんな対話を積極的にやってきたつもり

ですし、言われるように参加の人数が多いかというとは非常に多いという話ではないです。やはり70からいいところ100前後、年間としてそういう状況で推移をしているのかなというそんな思いでありますし。例えば、昨年までコロナでいろいろと制約もあったのもありますし、一方で、開催の仕方、参加のしやすい環境をつくっていたかというとはそうでなかった御指摘も受けていることもありましてね。そんなことを考えて、この春の懇談会では場所もやり方も変えてそんな取組をさせてもらっているところであります。特に変えたのは、まず説明会ではなくて、より、我々から出向いていく環境をつくることによっていろんな方とお話をできるというふうに私も思っていますので、そのことについてはこの後もいろんな各団体に出向いて懇談をして、いろんな意見を聞きながら行政に反映をしていきたいなというそんな思いであります。不安を抱えている町民は少なくない。いろんな課題が山積していますので本当に不安ばかりなのかもしれませんけれども、ただ、それを我々としては改善して少しでも住みやすい環境をつくれるまちづくりを実施していこうというそんな思いでありますので、その点、御理解を頂ければなというふうに思います。今後の「対話を通じたまちづくり」ということでありますけれども、いろんな手法があると思いますのでどれが正しいかというのはちょっと分からないけれども、いろんなことに挑戦をしていきたいなというふうに思っています。できれば、今ほど言ったように、各団体、グループとの懇談も重視しながら対話は進めていきたいなというふうに思いますし、今の時代なので、ITを活用した、いわゆるオンライン方式というものもどこか視野に入れながら、どちらかという、ITを活用するということは若い人方との懇談になるのかもしれませんけれども、そんなことも一つの手法として取り組んでいくことを考えていきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）上野議員。

○9番（上野敏夫議員）今、質問で町長の懇談会の推移ということで、今、町長が懇談会一つに、今、まちづくり創造懇談会一つにしても、今年の春の段階で午前と午後に分けたと。私は実は総務課から資料を頂きましてそれをグラフにしたものがあります。これを、私、町長が回答すると思っていた。でも、今、何でこの数字を表明できなかったのかと。それと、今、ここに28名という。これも町長になったときに69名いたんですよ、1年間。それが、この間、安心センターで午前中集まりました。その数字、12名です。このうち、議員がいて職員がいて町民は何人だと思いませんか。それを、今、町長が形を変えてやっているようなことを言いましたけど、こういう、何ぼこうなっているといえども左下がりということを何か分析して、何か町民の声を聴くという姿勢を持って。今、「団体とかに町長が出向く」という言葉を聞いたんですけど、私、今、ショックだったのは、この最後の数字を出されたのがショックだった。町長。これは町長としてやはり町民の声を聴いていると大きな声で言えな

いような気がしますけど。本当にJR問題、その回答も今なかった。農家の減少も回答はなかった。町長、本当に一生懸命努力して一緒にやりたい、一生懸命努力して頑張っている気持ちは、町民、みんな分かってくれています。私も分かっています。これ、いろんなほかの町からも沼田の町長は頑張っているよね。これは分かる。でも、住んでいる町民がやはり不安で声を言いたい。これをもっともっと聴いてもらうことによって本当に町民とのパイプが太くなって、まちづくりに協力なくして町は成り立たないと思いますよ。それに、町長、本当に、例えば、今、町民体育祭を町民スポーツまつりに変えた。こういうことが、今、教育委員会で題を変えた。私は議員のサイドに戻ってから、横山町長がまちづくり創造懇談会、単純にまちづくり懇談会、マチコンでいいんじゃないですか。というようなことに変えることによって町民も参加しやすいかもしれません。そういうように、町長、本当に今後の考え方を題名一つにしても本当に、今、町長を信頼しているが来ないと言われたらそれは私は分かっています。確かに町民だから理解してくれて、町長を信頼しています。そして、安心して住もうという気持ちがあるけど、もう少し町民のほうに向いた声を聴く姿勢を。今、回答をもらった。「各種団体に行く」と言ったんだけど、ぜひ町長、いろんなことで、留萌線、買物難民、農業、このことについてどんどん積極的に声を聴いてくださいということをお願いしたいんですが、その辺の町長の考えをもう一度お聞かせください。

○町長（横山茂町長）具体的にどういう質問をしたいのか、ちょっともう一回。

○9番（上野敏夫議員）留萌線の廃線後の公共交通。これは、いやいや、例えばよ。例えばって、私が前に質問したように高規格道路を使った中でモデル事業としてやるというか。ちょっと質問になってないけど。なってないというか、質問に出ていないけど、町長としての町民の声を聴いて生かすというかさ。それで、いろんなことを質問してまとめられないと言われたらそれまでなんですけど、町長は本当に私の町民の声を聴く姿勢をひとまずお聞かせください。それでいいです。

○議長（小峯聡議長）町長。

○町長（横山茂町長）町民の意見を聴く姿勢は私は変わっていません。今までも変わらずこれからも変わらずいろんなことを対応していきたいと思いますし。御指摘のあった人数が少なかったという、そういう話を私はわざと言わなかったわけではなくて、それもいろんな境遇、環境の中でどうしても来れなかったこともあったんでしょうし、それ以上に言わせてもらえれば、私はこの5年間で、何回だ。7回。7回、ふるさと創造懇談会を開催させてもらってきました。初年度と改選期はちょっと外して年に2回、夏場と春に開催させていただいて、より意見を聞かせてもらおうという思いでやってきているつもりなので、どうしてそうやって伝わらないのかなというのはすごく改めてショックです。ですので、決して町民の意見を聞かないというふ

うに思っているわけでもないし、いろんなことに私は挑戦していきたいし。言われるように不安材料はいっぱいある。ＪＲのことについても、当然、今、交渉中で、具体的な中身については明確になった段階でそれは説明を当然しますし、農業問題もしかり。それを何とか持続可能な環境の中で農業が持続できるその環境をつくるためにもいろいろと職員とともに努力をしているつもりであります。そのことは少なからず議員は私は理解してくれているんじゃないかなというふうに思いますので、そのことを考えると議員からもその町民の方々にぜひとも周知をしていただく、そんなこともお願いをしたいなというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）上野議員。

○９番（上野敏夫議員）町民の声を十二分に聞いているという町長のお気持ち、分かります。だけど、だけどっていう言葉は失礼ですね。その中で、その上で、本当にアイデアを持った、もっともっと深く町民の声を聴くような姿勢を持ってもらいたいと思うんですけど、その辺、町長は十二分といえどもさらなる町民の声を聴くというような考えをお聞かせください。どうですか。

○議長（小峯聡議長）町長。

○町長（横山茂町長）私、先ほども説明したと思うんですが、十二分に意見は聞きたいというふうに。

○９番（上野敏夫議員）聞きたいのですか。

○町長（横山茂町長）ええ。聞かせてもらいたいと思います。

○９番（上野敏夫議員）聞いているという感覚に聞こえたんで。

○町長（横山茂町長）いやいや、聞いているつもりですし、これからも聞いていきたいと思っています。

○９番（上野敏夫議員）お願いします。終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号７番、長野議員。道の駅で人流増大作戦をについて説明してください。

○７番（長野時敏議員）議長。

○議長（小峯聡議長）長野議員。

○７番（長野時敏議員）７番、長野です。道の駅で人流増大作戦、私は町長の聞く姿勢を評価いたします。その上で、どのように生かすかということでお聞きしていきたいと思います。有史以来、初の人口減少、２万人の町が２，８００人住む中で令和８年３月にＪＲ留萌本線、石狩・沼田・深川間が廃止予定であり、我が町は、きつい言い方ですが、存亡の岐路に立っています。５月２３日のお知らせ版では、廃線後、ＪＲ北海道から鉄道用地や駅舎、鉄路の譲渡を受けた場合のこれまでの意見の紹介と町民へのアイデア等の募集が発表されました。廃線を控えた今こそ、この沼田の豊か

な自然、米やトマトなどの農産物、祭り、ホテル、化石、そして、新たなクラフトビール、そして、何より魅力的な沼田の人々を町内外に広くアピールする最後のチャンスではないでしょうか。私は、留萌本線廃線後、道の駅を立ち上げ、人流を呼び込む絶好機と捉え、いかに我が町の未来を切り開くべきか、町長にお聞きいたします。まず、駅周辺エリアを道の駅へ。官民が一体となり。もう一回言います。官、民。役場だけでは大変だというのは十分分かります。そこで官民が一体となり、駅周辺エリアに休憩機能、駐車場、トイレ。トイレはありますが、駐車場についてはイメージした広さがあるとは決して言えませんが、それでも一步踏み出したらどうでしょうか。情報発信機能、道路。これも道路沿いかと言われればそうではない部分もありますが、できるところから。観光、新たなクラフトビール工場、そして、商店街、緊急医療、地域連携機能。これは、あんどん、この年に2日間のあんどんは会館の中にしまわれている残念な状態があります。例えば、大型あんどん1基を見れるような機能を持った施設。これも一遍にはできないと思いますが、まず小さいものからでもいいと思います。そこを訪れた人たちが沼田あんどん祭りのテレビなどを見て、ああ、当日行ってみようという効果につなげることができたら道の駅機能として生きてくるんじゃないでしょうか。これら道の駅要素を集中させて。「集中させ」というのは、沼田町は広ばかりにいろいろな魅力的なものが点在していますよね。ですから、この廃線を機に一気に駅周辺エリアに集中させて、道の駅的にできるところから、そして、完成度を上げて何年かして道の駅ということを名のつてもいいんじゃないでしょうか。もちろん、一気に予算を投入するという方法もあるとは思いますが、そして、新たなにぎわいを創出して、我が町を廃線を生かす町として全国に発信してはどうでしょうか。久保議員からもほかの議員からも伊藤議員からも発信というのがキーワードになってくると思うんです。発信というのは、こういうふうに発信するということですけれども、見た人がどういうふうを感じるかという効果も物すごく大事ですので、その部分を生かした駅周辺エリアを道の駅ということで町長はどうお考えかということをもまず聞きます。2つ目、これについては、現在、留萌本線が走っています。資料1の部分については、今、説明したようなことですが、資料2の中で、A区間、B区間、C区間とありますけれども、C区間は今現在使用している区間ですね。ただ、ここの部分も駅周辺ということで、にぎわいをつくれる絶好の場所だと思います。それから、一番長いB区間につきましては2.9キロありますから、これも工夫で、そんなにお金のかからないトロッコだとかレールバイクだとかという方法もあるだろう。それから、恵比島、この駅の辺り、A区間ですね。これも一つのすぐできるところではないか。これらもそんなにお金がかかりませんので、鉄路の活用へというところで、この廃線区間でのトロッコやレールバイクなどの試験走行調査研究及び町内外に鉄路賛同者を募って、そのためにもJR北海道への廃線区間の使用許可取得と

踏切エリアの簡易舗装化の見直しが必要と考えるがどうでしょうか。この資料2の中の赤いバツのところが国道・道道の踏切ですのでここはかなりハードルが高いと思うんです。ただ、黄色い部分は町道交差踏切ですので、ここの部分はブレーキをかけるだとか、使用するときのルールをつくることでうまくいく可能性は高いんじゃないかなという案です。3番目、これら「道の駅のグランドオープン」と書きましたが、でも、できるところから進めて、令和8年3月の廃線を節目としてロードマップを策定し、新たな道の駅のグランドオープン実現に向けて、我が町の総力を挙げて取り組んではどうだろうか。2番のトロッコやレールバイクなどの試験走行調査などをして、それを民間に募集をかけて。私は鉄道マニアの方のお話を聞きますと、陸別や美深などであれだけの人が集まる現状があると。これが道央圏の沼田町ならばかなりの集客は見込めるだろうという話を聞いたことがあります。まず、試験走行をやって、そこでの手応えを見てから考えるという方法はどうでしょうか。それも含めて未来会議や町民の方の声を聴いて、町長、一歩前に進んで、これを起点に駅周辺をランドマークにして起死回生を図っていくというふうに考えて質問いたします。

○議長（小峯聡議長）町長。

○町長（横山茂町長）お答えします。まず1点目の駅周辺エリアに道の駅という。そのにぎわいを創出してはどうかという内容でありますけれども、駅周辺エリアについては町の顔であるというのは今までも申し上げてきたわけであります。廃線後においてもにぎわいを創出すべき重要な場所であるということは認識しているところであります。ただ、議員が御提案されている様々な機能を持った施設を一気に集約することは非常に困難である、難しいと思います。本年は、駅の横にクラフトビビール工場を建設し、また、来年から駅前の活性化を図るために沼ルシェなどを開催している。沼田町駅未来協議会での検討、また、町民からの様々な意見を踏まえながら、廃線後において駅舎等の活用方法について検討した中でにぎわいを創出するエリアとして駅周辺の活性化を図っていきたいと考えております。それから、2つ目であります。いろいろと御意見を頂きましたが、鉄路の活用について、これは以前も廃線間でのトロッコの活用といったアイデアを議員から提案いただいたところでありますが、既に廃線となっている部分の踏切、これは緑町から恵比島までの間にあります踏切ですが、現状のままでは除雪車による除雪作業に支障が出るということで指摘を受けているところであります。仮にそのままの状態にしますと、舗装しないで現状のままにした場合は、踏切部分を別に人力等で除雪するための費用が毎年発生することになりますし、仮にそのままの状態を保つとしたら、いわゆる除雪車両の破壊とか、故障だとかそういう部分での御指摘を賜っているところであります。ですので、そこは改善してほしいというそんな御意向が届いていること。それから、仮にトロッコを全線に使うとしたときに安全管理という面での対策なども必要ですし、維持費

など様々な費用がかかり、町の負担も大きくなるというふうに予想されることから、このことを踏まえてＪＲ北海道にはこの冬までに踏切の舗装を実施してほしい旨の要請はしているところでありますので御理解を頂ければというふうに思います。仮にトロッコを走らせる場合、これは踏切を通らない区間のみの走行というものも検討はできるのかなというふうに思います。それから、３点目の質問ですが、道の駅のグランドオープンを目指してということではありますが、これについては、先ほどのお答えと関連しますが、駅周辺については、にぎわいを創出する重要な場所と認識しておりますので、町民の意見を聞きながら、駅周辺や町なかの活性化に向けた取組を進めていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（小峯聡議長）長野議員。

○７番（長野時敏議員）一気に進めるということは困難ということで、それは私も分かります。一気にできなければ、できるところからやってみてはどうでしょうかということこそ、また、いろんな町民の方の声もありますので、そこは、町長、柔軟に聞いていただきたいというふうに思うのが１番についてであります。それから、トロッコについては、踏切の問題というのは大きな問題だと思いますので、そこはもう理解いたします。ただ、全線じゃなくても大変魅力的なものですので、これが線路を動いているということだけでも大きなＰＲですので、全部足し算をしたら４キロ近くなりますけれども、それはそれとして短い距離でもあると思いますし、ちょっと話が飛びますけれども、トロッコやレールバイクではない大きな沼田にある車両なんかもここに置いて、煙を時々吐く、汽笛が鳴る、これだけでもすばらしい集客効果はあると思うんです。はっきり言いませんでしたけれども何とか１５号ですね。例えばですね。ですから、動かなくてもどこに置くか、それから、ほろしん温泉もすばらしいお湯だということは理解しますけれども、本当はここに温泉があれば、なお、いいんですけれども、それもまた無理な話なので、例えば、足湯があるだとか。小さいものを終結してにぎわいにつなげるというアイデアは、多分まだまだ掘り起こせばいっぱいあると思うんです。それは未来会議の方、町民の声を十分に聴いていただいて、町長は進めるというお話でしたので、これからの展望、町長のできる、一気に困難というのは分かりましたけれども、できるところからどうでしょうかという部分についてお答えをお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）町長。

○町長（横山茂町長）道の駅は、我が町に必要なだという認識は以前から持っているところであります。ただ、器だけをつくって中身も何もない状態であるならば、それはやらないほうがいいですね。やはりそこら辺の十分な魅力を創出できるかどうかということはもっと議論しなければいけないと思っています。ですので、そのことも視野に入れながら、町民の駅未来協議会の意見なども踏まえて、ぜひとも町の駅、そし

て、町なかにおける人流をつくれるような、より魅力の高い取組をぜひとも検討はしていきたいなというふうに思います。1 番、2 番に関しては、できるところからでもという、そんな質問でもありましたけれども、いずれにしてもこの前線を活用した活用方法というのは非常にハードルが高いと思いますし、維持費用なども含めると我が町で支えられるかというとなかなか難しい部分がありますので、ある一定期間、一定区間だけを活用すること、そんなことも一つの手法として考えられるのか、あるいは維持のことを考えるとなかなか難しいのか、そんなこともひっくるめて併せて検討していきたいと思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）長野議員。

○7 番（長野時敏議員）道の駅の形をつくっても中身が伴わなければということは私も全く同様であります。中身は、外側というのは時間をかけながらもいいと思うんですね。できるところからこつこつやって、そして手応えがあれば。私は手応えがあることをすごく期待しているんですけども、そこで一気にゴーサインを出して、そういう沼田ならではの道の駅につながればいいと思いますので、「できるところから進めていく」というふうに町長おっしゃいましたので、その部分、もう一度確認させていただきたいということ。それから、私が陸別に行ったときに東京から来られていたお客様に聞いたんです。6 万円払ってあの車両をわくわくしながら動かして、自分は6 回目ですと。まだまだたくさん来ているつわものもいましたけれども、「もし留萌本線でこういうことをやったらどうでしょうか」「いや、そりゃあ行きますよ」と。「ただ、あまりにも道央圏なんで車両運転よりもトロッコぐらいでやってもらったほうが一般の人でも使いやすいし、きっと多くの人が集まるんじゃないでしょうか」という生の声を聴きましたので、そこを町長にお届けして私の質問を終わります。

○議長（小峯聡議長）答弁は要りませんね。

○7 番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号8 番、大沼議員、定額減税について質問してください。

○8 番（大沼恒雄議員）議長。

○議長（小峯聡議長）大沼議員。

○8 番（大沼恒雄議員）定額減税についてお尋ねしたいと思います。町長、お疲れさまです。分かり切っていること、分かり切っていないこと、いろいろあるんですけど、定額減税のことについて先ほど説明も受けていますので、ただ、かなり分かりにくいというか、事務負担が多いところもあるかと思うので、その辺はちょっと加味しながらお話しさせていただきたいと思います。まず、目的自体が「デフレ脱却のため」という言葉が出るんですが、このデフレーションという物の値段に関していうこと

であって、賃金に対してということではないような気がしています。ただ、一応、令和6年度の税制改正に伴いまして、令和6年度分所得税について定額による所得税額の特別控除、これが定額減税だと思います。これが本年の6月からスタートします。この趣旨としては、政府は「デフレ脱却に向けた経済政策として定額減税を実施して、国民の生活を支える」としています。ただ、この前に「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するためにデフレ脱却のための一時的な措置として令和6年度分の所得税及び個人住民税の減税を行うもの」ということでなっていますが、この「デフレ」の意味が、私の捉え方が悪いのか悪くないのかということで、質問の中身が変わるかもしれませんがその辺は御容赦いただきたいと思います。個人住民税などの減税を伴うものですが、今月6月は食品の値上げを中心とした物価高、再生エネルギー賦課金の引上げと電気代の補助ですね。電気、ガス、価格激変緩和対策がなくなることから光熱費も値上がりすると。電気代に比べては昨年6月に比べると北海道電力で17%上がる。全国の電力会社で、北電は電力量としては高い位置にあります。多分、一番高いと言っても過言ではないかなと思います。そういうふうに影響が出ます。これらの影響で消費者には節約志向が高まっているということが実情だと思っています。また、消費者物価指数が2.9%上昇したことから実質賃金は0.7%下がって25か月連続の減少となっているとなっています。消費者賃金のマイナスは労働者の生活の苦しさを表しています。これはもう言うとおりでですね。税負担が軽減されること、今回の定額減税は家計の助けにはなるんだけど、インフレによって実質賃金の減少に対して定額減税の目的というのは言っていることの中身が相反しているような気がするのです。相反しているように感じるのです。そのことは、町長、どう思われるかということにはなるのですけれども、物が、今、実質賃金が25か月連続ということは、2022年からもうインフレ状態になっているのです。それに賃金が追いついていないということなんです。それをさらにデフレーションで脱却するとなると物はもっと上げないと。そうしたらいつまでも賃金が追いつかない。だけど、政府は言っているのは「とにかく物価高を上回る所得をもらってほしい」ということで今回の定額減税に振り切っているということで僕は考えるんですけども、その中で、まず質問に入らせてもらいたいと思います。新藤経済財政担当大臣、今回の定額減税に関して「簡単・適切・簡便・迅速」ということでコンセプトを打ち出しているんですが、事務の内容を見させてもらおうと分かりやすく事務費負担が少ないというふうには何となく取れない。それから、所得課税、給与課税、給与所得者か。公的年金所得者、事業所得者、その他の方がいらっしゃるんだけど、今回は、給与所得者と事業所得者に関して言わせてもらいますと、多分、これは役場の職員も含めまして、給与所得者には、月次減税と年末調整減税事務、これの処理が加わる。これは絶対やらないとなんないみたいですね。そのために、本

町においても、私はこのほかにその他の事務、所得何だっけ。所得軽減じゃなくて調整給付金か。低所得者に対しての関係だとか所得調整給付、これが事務に乗っかかってきているんですね。そのほかに給料計算事務の業務が乗っかかってくるんですよ。これで、事務作業負担は結構増えると思うんですけども、増えるのか増えないのか分からないので聞きたいのが1点です。また、給付にかかる沼田町の経費、これはどの程度かかるのでしょうか。5月の日かな。住生のほうから確か受けているんだけど、そのときの数字で済むのか済まないのか、さらにかかっていくのか、それをお尋ねしたいと思います。それで、給料事務計算は事業者にもかかってきます。それで会計ソフトだとかシステム導入の手助けをどのように考えますかということなんですけれども、商工会関連の事業所で122事業所が確かあります。商工会自体はまだシステムを入れないで手書きで何とか乗り越えようとしているようですが、事務員さんはかなり苦労しているように感じます。それで、関係事業所の122については商工会でも把握していないということなんですけど、もし給料会計のシステム導入がもしできるようなところがあって、応援してあげられるところがあったら手助けをしていただきたいと思います。そのほかに、定額減税だけでは今後の物価上昇が続くとしたとき、不安が残ります。これは何の不安かという町民が安心して生活を送るための不安です。私は定額減税だけじゃ足りないと思うので、これからの町の支援も必要かと思うんですけども、町長はどのようにお考えしているか、まずお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峯聡議長）町長。

○町長（横山茂町長）お答えします。まず1つ目には、職員の負担増をどのように対処するのかということだったかと思います。定額減税によりこれまで行っていた課税事務に新たに定額減税の事務が加わることによって、この規定に基づき住民税が確定され課税されること、併せて給付金の対象者も抽出されることでより煩雑な事務処理が増えることとなるというふうに認識をしております。細かなことは、正確に迅速に対応しなければ、対処しなければ町民に行き渡らないという、そんな状況にもつながりますので、大変な状況でありますけれども、今後も適切に対応していくことで考えております。なお、6年度の住民税は、既に課税対象者へ定額減税を含めた税額で通知をしており、給付金については7月中旬に給付対象者へ通知を行い、8月中旬より支給を行う予定で今は考えております。それから、給付に係る経費はどの程度かということですが、さきにかかれた第2回臨時会にて定額減税に係るシステム改修費として149万6,000円を補正計上し、議決をいただいております。これとは別に給付金に係る経費として調整給付金データ抽出業務に対象者となる方への調整給付金を合わせた2,012万円をこの定例会に補正計上しております。これらに係る費用は全て国費にて賄われることとなっています。それから、会計ソフトのシ

システム導入補助の考え方ですが、定額減税の関係については、今年の1月に国税庁が発行した「給与等の源泉徴収事務に係る所得税の定額減税のしかた」というパンフレットが該当する事業所に配布されております。また、6月14日に深川税務署より定額減税に係る源泉徴収事務についての説明会が行われ、6月25日にも同様の説明会があると聞いています。商工会を通じて確認したところですが、現状においてはこの定額減税に関する商工業者からの問合せは一切ないということであります。定額減税については国の施策において行うものであり、もし事務的に支援が必要であれば国が実施すべきものであると考えておりますので、個別の会計ソフトのシステム導入に対する町の独自の支援については今のところ考えておりません。それから、最後に安心して生活を送るためということであります。依然として厳しい状況は続いているというのは、先ほどから議員からあるようにいろいろな環境の中で分かっているところでありまして、今回の定額減税を消費に回すと回答した消費者は約2割程度ではなかろうかと。さきの新聞などにも載っていたかと思いますが、国民が景気の上昇を実感できる施策としては支援方法も含めて少し疑問が残るものではあろうかなというふうに思います。ただ、定額減税は本年度限りのものであって、現在の経済状況を考えれば、可処分所得を増加させることが景気の浮揚につながるとは思います。町としては、今後の国の動向を見据えながら支援していく考えでありまして、現在の段階では独自に町の支援策というのは考えていないという、そういう状況であります。以上です。

○議長（小峯聡議長）大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）定額減税に関しての物の考え方は、今、おっしゃるとおりかと思うんです。町の支援が必要という考え方は、今現時点では考えていないというのも分かります。ただ、国民年金、今回の定額減税に関しては、給料所得者のほかに公的年金の人、事業所得者、こういうふうに4段階か、あと、その他の人みたいな感じで分かれていますけれども、例えば、国民年金の人の話をすると、2022年の月額が6万4,816円だったんですよ。2023年には2,000円ほど上がって6万6,250円。今年、2024年、月額は6万8,000円になっています。4,000円くらい上がっています。ところが、家計の1人当たり、家計負担の割合を考えたとき、物価高で家計の負担、これが2022年をゼロとしたときに、2023年で既に3万7,000円かかっているんですよ。今年は少し安くなって2万9,000円くらいで済むんじゃないかと言っているんです。そうすると、国民年金の上げ方よりも物価高のほうが追いついて生活が苦しくなっているというのがはっきり目に見えるんです。給料所得者に関してのデフレという考え方は分かるけど、国民年金の人たちに対しての物の考え方っていうのは抜けているのかなという気がします。それからもう一つ、光熱費についてちょっと聞きたいんです。光熱費、これは電気料

金に限ってお話しさせてもらいますと、原油価格の高騰で火力発電所の燃料になる液化天然ガス、これが高騰しています。そのために電気の割引が結局なくなってきているんですよ。例えば、平成2年だから何年くらい前かな。例えば、2000年頃からオール電化住宅、これがいろいろ推奨されてきまして、これは何で推奨されたかというと光熱費を抑制できるということですね。ということで推奨されてきて、皆、オール電化に割と切り替えていった。ところが、それはオール電化に切り替えるのは、光熱費の節約もできるんだけど、電力会社の割引もあったから皆さんやってきた。今、この割引がなくなってきて深夜割引が、これは2020年10月1日をもって廃止されているんですよ。この廃止を受けて、今、オール電化の住宅の人の電気代というのは1か月10万円以上を超えている人もいらっしゃる。だから、そういった意味では生活するのに非常に不便になってきている。見方はいろいろあります。電気、ガス、灯油というふうに考えたときにそれなりにという話はあるのかもしれないけれど、でも、結局、そうやってやってきた今オール電化の人が苦しんでいるのも現実だということで、私はこれに対してやはり沼田町に住んでもらえるためにはオール電化の住宅を建ててしまった人に苦しんでいられるよりはこの方々にまず配慮してあげることができないかということをお尋ねしたいと思います。それから、経費2,012万円と言いました、先ほど。そうやって聞いたんだけど、総経費が今回にかかる。これ、本年度限りの定額減税で沼田町だけでも2,000万円かかるとしたら国全体で何倍かかっているんですかという話なんですよ。そんなのは一々計算しません。そうすると定額減税の目的を達成するに果たして1年でできるんでしょうかという疑問が残ってくるんです。そうしたら、やはり町長、これは費用対効果、こういう場合、費用対効果とは言わないのかもしれないけれど、1年間に2,000万をかけて、そして事業者も皆さんそれなりに苦勞して、手書きでやって余計な事務がなくなったって考えれば1年でいいのかもしれないけど、もし、いろんなシステムなんか入れたときにこれがまた要らなくなるとしたときの費用対効果という意味では高いのかなと。だから、これはあくまでやはり、町長、どうでしょうかね。やはり町村会なんかでもこういった定額減税の在り方が問題になって。これは国の批判をするんじゃないじゃなくて、町村会から見たらこれだけの減税をするのであればもっとこういうやり方があったんじゃないかと。国民の生活をこういう形で守るべきじゃないかということ。を町村会から提案されるという考え方を持っていただければと思うんですが、今の3つぐらいの質問になるかと思いますがよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小峯聡議長） 町長。

○町長（横山茂町長） 初めに、その2,000万、これは全部経費という捉え方じゃなくて、大半、今、確認した額で言うと1,800万は給付金の額も入っての、ものでありますので、その点、御理解を頂ければと思います。それから、町村会に対して、

町村会を通じて、改めて速攻性のある対応をやはり今後の状況も踏まえて追加支援策というものもひっくるめて要請すべきかなというふうに私は思っています。その上で、1点目のオール電化の方に対して、私もオール電化なんですけれども、うちは、今、家族が大分少なくなったんであれですけれども、それでもやっぱり冬は大変な金額で、家族が多くて部屋も多い方は本当に大変だと思います。ただ、オール電化の方にだけ対応するということは、それは私はいいかかなものかなというふうに思いますし、やはり、これも今後の国の動向を見据えながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）町長、特にオール電化だけに、今、こだわったわけじゃなくて、国民年金の生活の人もオール電化の人も生活が苦しくなっているということを理解していただいて、やはり速攻性がある施策ばかりではなく、こういうふうに税制改革で今年是这样やってやりました、来年の税制改革ではまたどうなるか、引き継ぐのかは分からないけれども、やはり国民の皆さんが地方と都会との差、それを考えてもらって、地域の特質も考えてもらった減税の仕方というものが必要なのかなとただ減税ばかりしていったら歳入がなくなるんで、歳出ばかりになってしまうんで、この国の予算の立て方ちゅうのも必要にはなってくるかと思うんですが。地方交付税でやっている地方公共団体にしてみれば、地方交付税が削られると何もできなくなる。けれども、やはり国に自分たちがこうやって考えているという政策をやはり提案して行って、それが政策として町に戻ってきて沼田の町のためになる、もしくは、周り、周辺の市町村のためになるということを連帯してやって行っていただきたいと思うんですが、その辺のお考えを、町長、どう思われるか。最後の質問になります。

○議長（小峯聡議長）町長。

○町長（横山茂町長）いずれにしてもこの生活が苦しいという環境は今の段階ではちょっと見通しが立たないので、引き続き、町村会等を通じて国を挙げて対応していただけるような、そういう要請活動についてもぜひとも提案はしていきたいというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）では、以上で一般質問を終了いたします。ここで暫時休憩をいたします。再開は3時35分といたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第 7、同意第 2 号、沼田町名誉町民の決定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）沼田町名誉町民の決定について。本町の町政振興に寄与され顕著な功績がある下記の者に対し沼田町名誉町民の称号を贈りたいことから、沼田町名誉町民に関する条例第 3 号の規定によって、議会の同意を求めるものであります。提案させていただく方は、住所が沼田町字沼田 3 5 1 番地 1、氏名は金平嘉則氏、生年月日は昭和 2 9 年 1 月 1 日生まれ、7 0 歳であります。令和 6 年 6 月 1 8 日提出。沼田町長名であります。この提案につきましては、先般 5 月 1 日に 5 名をもって構成する表彰審議会、代表には沼田町商工会吉住会長様であります。全会一致で推挙を頂いたところであり、このたび提案をさせていただいたところであります。功績につきましては、略歴を別紙に添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。提案の理由といたしましては、沼田町名誉町民に関する条例第 2 条にうたわれておりますように、本町に 2 0 年以上居住を有し、行政、経済、社会、文化、その他各般にわたり町政の振興に対して顕著な功績があり、しかも町民が広く郷土の誇りとし、かつ深く尊敬に値すると認めた者に対して、名誉町民の称号を贈ることとされており、表彰審議会においてこの要件に合致する方であると御推挙を頂きましたので、本日ここに提案をさせていただきますので、全議員の御同意を頂きますようお願い申し上げます。沼田町名誉町民の決定についての提案とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。同意第 2 号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第 8、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度沼田町一般会計補正予算専決第 2 号）を議題といたします。提案理由の

説明を求めます。はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和6年6月18日提出。町長名でございます。1ページお進みいただいて、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、令和5年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を別冊のとおり専決処分する。令和6年3月31日。町長名でございます。会議資料の5番、令和5年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）、2ページをお開き願いたいと思います。令和5年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）。令和5年度沼田町の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,953万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,598万8,000円と定める。2項、省略させていただきます。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表、繰越明許費による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。令和6年3月31日。町長名でございます。本専決予算は、令和5年度決算見通しを調整した結果、歳計余剰金が4億3,400万円生じる見通しとなったことから、決算処理といたしまして、財政調整基金繰入金を1億5,000万円とし、振興基金の繰入れを取りやめ、ふるさとづくり基金の充当事業を調整する歳入処理を行いまして、歳出処理といたしまして、社会福祉基金に6,000万円と商工観光振興基金に6,000万円を積み立て、次年度繰越金を1億1,819万7,000円とするための補正を専決処分させていただいたものでございます。10ページ、歳入をお開き願いたいと思います。2款地方譲与税から、11ページ、11款地方特定交付金まで、13款交通安全対策特別交付金は、いわゆる一般財源項目でございますが、交付額の確定によりそれぞれ増減額を補正したものでございまして、12款地方交付税は一般財源の総額調整として増額計上し、収支の均衡を図ったものでございます。1枚おめくりいただいて、12ページをお開き願いたいと思います。16款国庫支出金、17款道支出金につきましては、対象事業における補助対象経費の確定、事業実績に伴います交付金、補助金などの増減額補正でございます。13ページをお開きください。19款寄附金につきましては、ふるさとづくり基金寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の確定額の調整でございます。20款繰入金につきましては、前段申し上げました財政調整基金繰入金を1億5,000万円とし、振興基金繰入れを取りやめた歳入決算処理をしたものでございまして、その他につきましては、基金充当事業におけます確定額におきまして、各基金の繰入れを減額補正したところでございます。14ページ下段、23款町債、北空知葬祭場整備事業債1,510万円の減額は、令和

5年度の出来高実績に基づき、減額整理をしたものでございます。15ページから歳出の補正でございます。歳出補正の主な内容でございますが、2款総務費から、31ページ、11款公債費まで、関係各予算の執行残を減額整理し、各基金の充当事業等の確定及び起債額の確定により財源移動処理したもので、それぞれ説明欄に事業ごとに記載してございますので、説明を割愛させていただきまして、補正増となったものののみ説明をさせていただきます。23ページをお開き願いたいと思います。23ページ、6款農林水産業費1項6目農業総合対策費18節負担金補助及び交付金、下段、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金58万円の補正計上ですが、近年の猛暑の影響を受けた収量減が危惧される施設園芸品目の高温障害によりますリスクを低減するため、遮熱及び遮光効果のある資材を導入する農家の負担軽減を目的に補助金を交付するもので、補助率2分の1で、同額が歳入で措置されますいわゆるトンネル予算の計上でございます。なお、この補助金につきましては、令和5年度末に交付決定がなされまして、6年度に執行することから、繰越措置することとしてございます。25ページをお開きください。11目水利施設管理強化事業費18節負担金補助及び交付金、農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金239万1,000円の補正計上ですが、農業水利施設において省エネ推進計画を策定し、省エネコスト削減の取組を実施している者に対し、令和5年度における電力料の高騰分を支援するもので、同額が歳入で措置されますトンネル予算の計上でございます。32ページをお開き願いたいと思います。32ページ、12款諸支出金でございますが、基金への積立てが主なものでございまして、財源となります寄附金等の確定、一般財源の確定によりまして、歳計余剰金を基金の枯渇が想定されます9目社会福祉基金と15目商工観光資金積立基金へ積み立てるものでございます。6ページへお戻り願いたいと思います。6ページ、第2表、繰越明許費、6款農林水産業費、施設園芸生産基盤緊急支援事業58万円は、今ほど歳出で御説明いたしました、施設園芸品目の遮熱及び遮光効果のある資材を導入する農家の負担軽減を目的に補助金を交付するもので、令和5年度末に交付決定され、6年度に執行することから、繰越措置するものであります。第3表、地方債補正、変更でございますが、北空知葬祭場整備事業の発行額の確定により変更するものでございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。承認第５号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、承認第５号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第９、報告第１号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（一般会計）、日程第１０、報告第２号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（公共下水道特別会計）を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、日程第９、報告第１号と日程第１０、報告第２号を一括議題とすることに決定しました。本２件は報告事項です。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第１号及び報告第２号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。報告第１号及び報告第２号は報告のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、報告第１号及び報告第２号は報告のとおり受理することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１１、報告第３号、株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題といたします。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第３号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。報告第３号は報告のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、報告第３号は報告のとおり受理することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１２、議案第３９号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）議案第３９号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。令和６年６月１８日提出。町長名であります。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第４条中「１００分の４０」を「１００分の３０」に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。提案理由といたしまして、本条例は国民健康保険税の算定の要素の４方式を令和９年度には全道一本化になることに伴いまして、資産割を除いて３方式に統一されることから、激変緩和を図るため、段階的に１０％ずつその割合を下げるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第３９号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１３、議案第４０号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第４０号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第

1 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。令和 6 年 6 月 1 8 日提出。町長名でございます。北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 1 日市町村第 1 9 6 9 号指令）の一部を次のように変更する。以下、条文の朗読を省略させていただきます。提案理由を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和 5 年法律第 4 8 号）によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴いまして、北海道後期高齢者医療広域連合規約別表第 1 等を変更する必要があるため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、本町議会の議決が必要であるため、本案を提出するものでございます。なお、規約の施行日は地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、北海道知事の許可の日でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第 4 0 号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第 4 0 号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 14、議案第 4 1 号、令和 6 年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第 4 1 号、令和 6 年度沼田町一般会計補正予算について。令和 6 年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和 6 年 6 月 1 8 日提出。町長名でございます。会議資料の 7 番、令和 6 年度沼田町一般会計補正予算（第 2 号）の 2 ページをお開きください。令和 6 年度沼田町一般会計補正予算（第 2 号）。令和 6 年度沼田町の一般会計の補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 1 1 0 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 9, 2 6 0 万 4, 0 0 0 円と定める。2 項を省略させていただきます。地方債の

補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和6年6月18日提出。町長名でございます。9ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。2款総務費1項3目OA管理費12節委託料574万4,000円の補正計上ですが、自治体システム標準化に向けた調査委託料で、令和7年度末までに自治体の基幹系業務システムについて、国のガバメントクラウドを活用し地方公共団体の標準システムを利用することとなり、現行のシステムの使用と標準化対応後の使用を比較し、運用した際の影響箇所を洗い出すための調査を委託するものでございます。財源はデジタル基盤改革支援補助金を補正額と同額で計上してございます。12目自治振興費71万9,000円の増額補正ですが、先ほど同意いただきました名誉町民称号贈呈に必要な費用を予算計上しております。21目再生可能エネルギー推進費18節負担金補助及び交付金、太陽光発電設備設置奨励金50万円の補正計上ですが、当初2件分の予算を計上しておりましたが、現在3件の申請が来ている状況であり、今後も見込みまして増額計上するものでございます。4項1目選挙管理委員会費1節報酬1万4,000円の増額補正ですが、選挙管理委員の改選に伴いまして、通常の四半期ごとの定時登録会議以外に新たな委員を招集して会議を開催することが必要なことから、1回分の報酬を増額計上するものでございます。10ページをお開きください。3款民生費1項1目社会福祉総務費27節繰出金4万1,000円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金で、共同電算処理委託料の単価改定に伴い、不足する費用を一般会計から繰出しすることとしております。低所得者支援及び定額減税補足給付金2,012万円を補正計上するものですが、令和5年11月2日に閣議決定されました物価高騰対策の一環として、低所得者への給付金及び定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方へ定額減税補足給付金の支給を行うものでございます。10節需用費11節役務費につきましては、支給に関わる事務費手数料を計上しており、12節委託料112万9,000円の補正計上は、調整給付金支給対象者データ抽出支援業務に係る委託料でございます。18節負担金補助及び交付金1,858万円は、低所得者給付対象世帯45件分と定額減税調整給付対象者476名分の給付を見込み、予算計上をしているところでございます。財源は事務費を含め全額国庫補助金を補正額と同額計上してございます。3目介護支援費27節繰出資金33万8,000円の増額補正ですが、高齢者グループホームなごみの人事異動に伴いまして、人件費など不足する費用を一般会計から繰り出すものです。2項1目児童措置費12節委託料495万円を補正計上するものですが、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略に基づき、本年10月から児童手当制度改正に伴うシステム改修費用を予算計上しております。財源は国庫補助金を補正額と同額計上しております。2目子育て支援費22節償還金利子及び割引料3,000円の補正計上は、令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事

業事務費国庫補助金返還金で実績に伴い返還金が生じたものです。11ページをお開きください。4款衛生費1項3目感染予防対策費1,952万7,000円を補正計上するものですが、12節委託料1,951万円は新型コロナウイルスワクチン接種委託料で、接種1回当たり1万5,000円の費用のうち、自己負担分を差し引いた費用に接種予定人数1,700人分を乗じた見込額を予算計上しております。財源は新型コロナウイルスワクチン接種助成金830万円を計上しております。18節負担金補助及び交付金、予防接種共回事務費負担金1万7,000円の増額補正につきましては、北空知で統一した定期予防接種予診票印刷に関わる印刷費の増額に伴いまして、負担金が増となるものでございます。8目沼田厚生クリニック運営費18節負担金補助及び交付金、町立沼田厚生クリニック医療機器購入助成金110万円の増額補正ですが、検体検査システム導入に関わる費用助成を行うこととし、当初予算計上しておりましたが、消費税の計上漏れがございまして、このたび増額補正させていただくものでございます。また、財源についても過疎対策事業者を充当することとしており、変更することとしております。今後はこのようなことがないよう確認を徹底するよう努めてまいります。3項1目上下水道施設費27節繰出金633万7,000円の増額計上ですが、国道275号線共成地区の防雪柵設置工事に伴いまして、支障となる排水管移設補償工事の補償費対象外となる経費を上水道事業会計へ繰り出すものでございます。6款農林水産業費1項12目就農支援実習農場運営費14節工事請負費40万円の増額計上でございますが、トマト育苗ハウス建設工事に当たり、積雪に耐えられるパイプ経の設計変更に伴い工事費が増額となるものでございます。7款商工費1項5目消費者行政活性化事業費12節委託料、消費生活相談等事務委託料34万5,000円を増額計上するものですが、北空知1市4町で運営する深川地区消費者センター相談員の処遇改善に係る所要額を予算計上してございます。12ページをお開きください。10款教育費1項3目沼田学園推進費1節報酬17万3,000円、8節旅費2万9,000円の補正計上ですが、令和8年度から始まる中学校部活動の地域移行に伴い、北空知1市5町それぞれで地域移行推進協議会を組織し、各町の課題など協議を行い、完全移行に向け準備、検討することとなっており、推進委員に関わります報酬、旅費などの所要額を補正計上してございます。12節委託料、沼田小中学校Wi-Fi機器保守委託料5万1,000円の増額は、今年度、Wi-Fi環境整備を実施することとしてございますが、新たなアクセスポイント増設に伴い、機器の保守費用が発生することから、所要額を増額するものでございます。沼田小学校教育情報ネットワークセキュリティ更新委託料21万6,000円の補正計上ですが、小中学校で使用してございます情報系のセキュリティーソフトのライセンス期限を9月に迎えることから、セキュリティーソフトを更新するための所要額を予算計上してございます。3項中学校費1目学校管理費10節

需用費、修繕料50万1,000円の増額補正ですが、中学校3階に設置してごいます灯油をくみ上げるオイルサーバーに不具合が生じ、交換が必要なため所要額を予算計上するものでございます。8ページへお戻りください。8ページ、歳入です。

12款地方交付税1項1目地方交付税9,280万3,000円を減額するものでございます。前年度繰越金の確定による計上と、今回、歳出に特定財源などを充当し地方交付税を減額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。16款個国庫支出金につきましては、歳出で御説明した自治体システム標準化に向けた調査費、低所得者支援及び定額減税補足給付金、児童手当制度改善に伴うシステム改修に関わる国庫負担分を計上してございます。20款繰入金、ふるさとづくり基金繰入金につきましては、太陽光発電設備設置奨励金の財源として計上してございます。21款繰越金1億1,319万7,000円の増額につきましては、前年度繰越額確定に伴います増額補正でございます。22款諸支出金830万円の補正計上は、新型コロナウイルスワクチン接種助成金を収入するものでございます。23款町債110万円の増額補正は、沼田厚生クリニック医療機器整備事業債の増額計上でございます。4ページへお戻りいただきたいと思います。第2表、地方債補正、変更でございます。沼田厚生クリニック医療機器整備事業の事業費変更に伴い、起債限度額を変更するものでございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○6番（伊藤淳議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）11ページの新型コロナウイルスワクチン接種委託料について質問をいたします。今の説明の中で、委託料は、預かる分を差し引いて委託料として計上したと聞いたんですが、個人が負担する接種料金とかというのは歳入として見ないで、総額1万5,000幾らかからかかりますけれども、そのあたりの経理というのはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）コロナワクチン以外でも、インフルエンザのワクチンもそうかと思いますが、医療機関で接種をして、個人負担を医療機関で払ってきます。それと同じ考えで、今、1万5,300円で、例えば個人負担が3,000円ということで考えていますけれども、その分を個人負担は病院で払って、その残りの1万2,000何ぼに、一応、今、1,700人という人数で計算をしていますけれども、その分を予算計上したということでございます。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）分かりました。それで、コロナワクチンの個人負担分でありま
すけれども、第5類になってインフルエンザと同様なものになったということで、沼
田町では、条件に応じて無料であったり1,000円であったりとかというような形
で、インフルエンザ接種を今やっているかなというふうに私は認識していたんです
けれども、例えば5,000円の負担であると。65歳以下というか64歳以下です
か。家族4人であれば、5,000円掛ける4で2万円の支出になると。特にお子さ
んをお持ちの方々に、もっと言ってしまえば、例えば受験を控えているだとか、そう
いったことでナーバスになるような時期にあるような年代の御家庭もあろうかと思
います。そういった中で、安価で受けられるような、例えば18歳未満の子供たちに
絞ってもいいかもしれませんが、最低限その子供たちに対しては接種料を安
くするだとか、無料にするだとかというような検討をしてはいかがかと思いき
れども、いかがでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）今ほどの伊藤議員の質問にお答えさせていただきたい
と思いますが、もちろんその辺につきましてもしっかりと検討をしてきたところでご
ざいます。今回、感染予防法上で5類、インフルエンザと同じということになりまし
たが、インフルエンザのワクチンが1人当たり5,000円程度でできるんですが、
今回、先ほど説明ありましたとおり1人当たり1万5,000円ほどかかります。こ
れらの負担を考えたときに、もちろん町民にとってはより安くというような部分も
ありますので、その辺も十分に加味した中で検討をし、また、財源につきましても今
年度のみで、来年度以降は全額町の負担、このようなことから、一応といいますか、
北空知の中で足並みをそろえた中で対応をさせていただくというようなことで、町
として考えたところがございます。なお、一部、64歳以下の方には一切助成のない
という町もあるということはあることをお含みおき願えればというふうに思
います。

○6番（伊藤淳議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）その説明も全協の中でいただきましたし、もちろん1万5,0
00幾らという中で町が大きな金額を助成してもらっているというのは重々承知の
中で伺っていますけれども、北空知の中で足並みをそろえているという話でござ
いましたけれども、そこは沼田町はここは一步進めて、子供たちのためにそういったコ
ロナに対する不安を少しでも和らげるのであれば、沼田町は応援するよと、支援する
よというメッセージがあってもよろしいかと思いきれども、町長、いかがでしょ
うか。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）重々理解はしますが、この点に関しては非常に大きな費用負担であると。先ほど、インフルエンザのワクチンは今すごく安くなって、町の負担についても額が限られている、ただ、今のところコロナワクチンに関しては同じような額である見込みのようなので、なおかつ、国のほうの支援策も全くなさそうなので、そんな状況を考えると御理解を頂きたいというのが我々の趣旨であります。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第41号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第15、議案第42号、令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和風園園長（安念昌典和風園園長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。和風園長。

○和風園園長（安念昌典和風園園長）議案第42号、令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年6月18日提出。町長名でございます。会議資料8番の令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の2ページを開きください。令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）。令和6年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,541万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,943万5,000円と定める。2項については省略させていただきます。令和6年6月18日提出。町長名でございます。今補正を御説明申し上げる前に、今現在、園の中で感染症が出ております。6月上旬から延べ13名の利用者の方がコロナ感染症を発症いたしました。現在は収束に向かっておりまして、6月23日までを健康観察期間としております。そのことを申し上げてから御説明を申し上げます。それでは、

今回の補正予算についてですが、令和５年度の繰越金の確定に伴い、繰越金を基金に積み立てる補正予算でございます。７ページ、歳出を御覧ください。１款総務費１項総務管理費１目一般管理費２４節積立金１，５４１万６，０００円ですが、令和５年度の繰越金の確定に伴い積立てをするものでございます。６ページ、歳入を御覧ください。６款１項１目１節繰越金１，５４１万６，０００円の増額ですが、前年度繰越金の確定に伴い増額補正をするものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第４２号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１６、議案第４３号、令和６年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。なごみ施設長。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）議案第４３号、令和６年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。令和６年度沼田町高齢者グループホーム特別会計予算を別冊のとおり提出する。令和６年６月１８日提出。町長名でございます。会議資料９－１、令和６年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第１号）の２ページをお開き願います。令和６年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第１号）。令和６年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３３万８，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，０７８万１，０００円と定める。２項については省略いたします。令和６年６月１８日提出。町長名でございます。補正予算を御説明する前に、

新型コロナウイルス感染者の御報告をいたします。6月上旬から陽性者が確認され、現在まで計6名の陽性者となっております。今週末には収束する予定で、引き続き感染対策に努めてまいります。それでは、今回の補正予算の主な内容について御説明いたします。なごみ管理者の人事異動に伴う人件費及びそれに伴う研修に際する会議負担金を整理し、一般会計繰入金を増額させていただくものでございます。7ページ、歳出をお開き願います。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費等、2節給料及び3節職員手当等並びに共同生活介護事業、18節負担金補助及び交付金、合計33万8,000円の増額につきましては、グループホームなごみの管理者が4月1日付で人事異動発令により変更となったため、給料及び各種手当及び管理者要件として必須となる研修会に係る受講料を計上したものでございます。6ページ、歳入をお開き願います。4款繰入金1項1目1節一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました人件費及び会議負担金合計33万8,000円を計上したものでございます。以上で説明を終わりたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第43号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第17、議案第44号、令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第44号、令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年6月18日提出。町長名でございます。会議資料10ー1、

令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、2ページを御覧ください。
令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和6年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,209万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億684万2,000円と定める。2項を省略させていただきます。令和6年6月18日提出。町長名でございます。今回の補正に係る主な内容でございますが、令和5年度決算に伴う繰越金の確定と前年度の実績に基づきます介護給付費の国などへの返還金を補正する内容となっております。7ページを御覧願います。歳出でございます。3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金1,242万5,000円の増額補正ですが、繰越金の確定に伴い、繰越金をこの後説明いたします償還金に充当した残り分を基金積立てとするものでございます。5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金967万円の増額補正ですが、国、道などから交付されております介護給付費につきまして、過年度の実績に基づき精算する額を介護給付費等返還金として補正するものでございます。続きまして、6ページを御覧願います。歳入でございます。7款1項1目繰越金2,209万5,000円の増額補正ですが、前年度からの繰越額が確定したことにより、前年度繰越金として増額とするものでございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第44号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第18、議案第45号、令和6年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第45号、令和6年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。令和6年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年6月18日提出。町長名でございます。会議資料11―1、令和6年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、2ページを御覧ください。令和6年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和6年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,631万8,000円と定める。2項、省略させていただきます。令和6年6月18日提出。町長名でございます。今回の補正につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金の確定による繰越金の増額補正と保険税率の改正に基づく保険税の減額更正が主な内容となっております。8ページを御覧願います。歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費51万7,000円の増額補正ですが、委託料の共同電算処理委託料の増額補正は、国保連合会の単価改定による増額補正でありまして、財源は一般会計からの繰入金を同額補正計上しております。また、マイナンバーカード・健康保険証一体化対応システム改修委託料の増額補正は、現行の健康保険証は本年12月2日から発行されなくなり、マイナンバーカードと一体化となることから、これに対応するシステムの改修の必要があることから、費用を増額補正するものでございます。なお、これに係る費用につきましては、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金として全額補助されることとなっており、同額を補正計上いたしております。2款1項保険給付費1目療養諸費10万6,000円の増額補正ですが、国保連合会で支出するレセプト審査支払手数料の単価改定による増額補正であります。財源につきましては、北海道からの保険給付費普通交付金を同額補正計上いたしております。3款1項1目国民健康保険事業納付金201万4,000円の減額補正ですが、北海道に納めます国民健康保険事業納付金の額が、当初予算では北海道から示されておりました仮の係数の額としていたところですが、このほど額が確定いたしました。1億5,127万円の通知があったことから、その差額を減額補正するものでございます。6款保健事業費2項1目特定健康診査等事業費6万2,000円の増額補正ですが、国保連合会で支出いたします特定健診データの管理費用の単価改定による増額補正でございます。9ページを御覧願います。7款1項1目基金積立金331万5,000円の増額補正ですが、繰越金の確定に伴い、繰越金をこの後、歳入で御説明いたします保険税に充当した残り分を基金積立金とするものでございます。8款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金31万9,000円の増額補正ですが、令和5年度における保険給付費等交付金、普通交付金の返還金を増額補正す

るものでございます。9款1項1目予備費については、当初予算において一般財源とすべきところを誤ってその他財源としておりましたことから、財源振替を行うものであります。なお、財源は前年度繰越金を充当させていただいております。続きまして、7ページを御覧願います。歳入でございます。1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税1,478万9,000円の減額補正ですが、国民健康保険税につきましましては、先ほど歳出の3款で御説明した北海道に納付します事業納付金の通知が減額されたこと、また、後ほど6款で説明いたします令和5年度の繰越金が生じたことから、これらを基に保険税の必要額を算出し、医療費給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分につきましてそれぞれ算定し、昨年と保険税率を同率とすることで被保険者の負担軽減を図ることから、減額補正をするものでございます。2款国庫支出金1項1目国庫補助金47万6,000円の増額補正ですが、歳出1款で御説明したマイナンバーカード・健康保険証一体化対応システム改修委託料に伴う補助金の増分でございます。3款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金10万6,000円の増額補正ですが、歳出2款で御説明した国保連合会へ出資するレセプト審査支払手数料に伴う普通交付金の増分でございます。5款繰入金1項1目一般会計繰入金4万1,000円の増額補正ですが、歳出1款で御説明した国保連合会の共同電算処理委託料の単価改定に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。6款1項1目繰越金1,647万1,000円の増額補正ですが、令和5年度の余剰金を本年度に繰り越すことによる増額補正でございます。以上、申し上げます。提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第45号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第19、議案第46号、令和6年度沼田町後期高齢者医療

特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第46号、令和6年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和6年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年6月18日提出。町長名でございます。会議資料12—1、令和6年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、2ページを御覧ください。令和6年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和6年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,748万円と定める。2項、省略させていただきます。令和6年6月18日提出。町長名でございます。今回の補正につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金の確定により補正処理をするものでございます。7ページを御覧願います。歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金60万6,000円の増額補正ですが、過年度からの滞納繰越分43万円と保険料還付未済分と収入不足分を合わせた17万6,000円を広域連合への保険料負担金として増額補正するものでございます。続きまして6ページを御覧願います。歳入でございます。1款1項1目後期高齢者医療保険料43万円の増額補正ですが、滞納繰越分として処理する保険料につきまして計上するものでございます。3款1項1目繰越金につきましては、令和5年度の余剰金を本年度に繰り越すことによる増額補正でございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これを質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第46号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第20、議案第47号、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第47号、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和6年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年6月18日提出。町長名でございます。会議資料の13—1、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）の3ページを御覧ください。令和6年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）。第1条、令和6年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収入、第1項営業費用では366万3,000円を増額し8,760万円とし、第2項営業外費用では633万7,000円を増額し7,979万4,000円とし、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用では1,000万円を増額し1億6,291万円とするものでございます。他会計からの補助金、予算第8条本文中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額7,162万2,000円を7,795万9,000円に改める。令和6年6月18日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、令和6年度から国道275号線の共成地区において、国が整備を進めております防雪柵の設置に伴い、令和7年度の防雪柵の設置工事において、国道用地の占用を受けている排水管が支障物件となるため、今回、移設するための所要額を計上するもので、財源は国からの移設補償工事に係る補償金と排水管の耐用年数が経過した減納分を一般会計からの繰入金で賄うための増額が主な内容でございます。8ページを御覧ください。下段の収益的支出から説明させていただきます。収益的支出、1款水道事業費用1項3目受託工事費1,000万円の増額は、国道275号線の共成地区において、令和6年度から国で整備が進む防雪柵の設置工事に伴い、令和7年度に予定されている防雪柵の設置工事の実施に向け国道用地の占用を受けている排水管が支障物件となり、北海道開発局から移設命令があったため、排水管移設補償工事の実施に要する所要額を計上するものでございます。上段の収益的収入について説明させていただきます。収益的収入、1款水道事業収益1項3目受託工事収益366万3,000円の補正計上は、下段で御説明をさせていただきました国道275号共成地区排水管移設補償工事に伴う補償金を北海道開発局から受けるため、所要額を計上するものでございます。2項営業外収益2目他会計補助金633万7,000円を増額は、同様に下段で説明させていただきましたけれども、移設する排水管の耐用年数が経過した分を減納分として一般会計から繰入金で賄うための所要額

を増額補正するものでございます。以上、提案の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第４７号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２１、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第２２、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、日程第２１、諮問第１号と日程第２２、諮問第２号を一括議題とすることに決定しました。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）諮問第１号並びに諮問第２号、提案説明させていただきます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現人権擁護委員であります谷口勲氏の任期が令和６年９月３０日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって議会の同意を求めるものであります。推薦する方は、住所が沼田町本通６丁目３番６号、氏名が谷口勲氏、生年月日は昭和３１年６月２７日生まれ、６７歳であります。現在、１期目の人権擁護委員として御活躍を頂いておりますが、識見、人格ともにまさに適していますので、再任として提案を申し上げます。続きまして、現人権擁護委員であります川合康子氏の任期が令和６年９月３０日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって議会の同意を求めるものであります。推薦する方は、住所が沼田町字更新２３４

番地、氏名が加藤早苗氏、生年月日は昭和３９年１月１７生まれ、６０歳であります。加藤氏は昭和５９年３月に拓殖短期大学を卒業。現在は農業に従事され、令和３年から令和４年にかけてＪＡ北いぶき女性部沼田支部長など役員を歴任され、識見も深く人格ともにまさに適しておりますので、御提案を申し上げる次第であります。令和６年６月１８日提出。町長名であります。それぞれ御同意いただきますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、諮問第１号並びに諮問第２号は同意することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２３、選挙第１号、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定による指名推選にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます、よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。なお、指名については、議長より指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、指名は議長より指名することに決しました。それでは、議長より指名をいたします。選挙管理委員に生沼篤司氏、林哲也氏、宮脇英樹氏、谷水敏和氏の４名を指名いたします。次に、補充員に繰上げ第１位、池川和男氏、繰上げ２位、山本孝司氏、繰上げ３位、篠原毅氏、繰上げ４位、高野欽也氏の４名を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長より指名しました選挙管理委員４名と補充員４名の方々をそれぞれ当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました選挙管理

委員４名と補充員４名がそれぞれ当選人と決しました。ここで暫時休憩いたします。

５分間休憩で５０分より再開いたします。

午後 ４時４５分 休憩

午後 ４時４９分 再開

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。本日の会議時間は、全ての議事日程が終了するまで、あらかじめ延長いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。町長より議案４件、議会より閉会中の所管事務調査の申出１件、陳情３件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、日程第２４、議案第４８号、町道更新幹線舗装補修工事の請負契約について、日程第２５、議案第４９号、除雪トラック（専用車）購入事業に係る物品の購入契約について、日程第２６、議案第５０号、緑町団地Ｃ棟長寿命化改修工事の請負契約について、日程第２７、議案第５１号、クラフトビール醸造所醸造設備導入工事の請負契約について、日程第２８、閉会中の所管事務調査の申し出について、日程第２９、陳情第１号、生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書提出を求める陳情について、日程第３０、陳情第２号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について、日程第３１、陳情第３号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について、以上８件を日程に追加することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２４、議案第４８号、町道更新幹線舗装補修工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第４８号、町道更新幹線舗装補修工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の１０％以内において変更することができる。記。１、契約の目的、町道更新幹線舗装補修工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、６，９０８万円。４、契約の相手方、札幌市東区北８条東１丁目１番３５号、北央道路工業株式会

社代表取締役社長三澤朗。５、工事場所、沼田町字更新。６、工期、本契約締結通知日から令和６年９月３０日まで。令和６年６月１８日提出。町長名でございます。本工事の概要について御説明申し上げます。今回、舗装補修工事を実施する更新幹線は、高穂第二会館から更新３地区、更新２地区を經由し、共成駐在所付近の国道２７５号線との交差点までの経路で、昭和５３年に町道認定された総延長６，１４３．７４メートル、幅員７．５メートルの幹線道路であります。現在の舗装が経年により劣化や凍害による傷みにより、ひび割れが広範囲に進んでいることから、舗装補修計画に基づき、３期目として年次的に実施するものであります。本工事の主な内容は、道路延長１，０１２メートル、幅員６メートルにおいて、舗装打ち替えを行うものでございます。なお、今回の契約に当たっての入札は、沼田町の競争入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、これまでの実績から３者を指名し、指名競争入札により実施いたしました。次のページには、資料といたしまして入札参加業者を記載しておりますので、お目通し願います。以上、町道更新幹線舗装補修工事の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第４８号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２５、議案第４９号、除雪トラック（専用車）購入事業に係る物品の購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第４９号、除雪トラック（専用車）購入事業に係る物品の購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定によって議会の議決を求める。記。１、契約の目的、

除雪トラック（専用車）購入事業。２、契約の方法、一般競争入札。３、契約金額、５，１７０万円。４、契約の相手方、旭川市末広１条１５丁目５番２６号、ＵＤトラックス北海道株式会社旭川支店支店長押切隆。５、内容、除雪トラック（７トン級／４×４／専用型、アングリングプラウ、路面整正装置付）１台購入。６、納期、本契約締結通知日から令和７年３月３１日まで。令和６年６月１８日提出。町長名でございます。本事業の概要について御説明申し上げます。今回購入する除雪トラックは、平成１４年に購入し２１年が経過した除雪専用トラック７トン専用車と同等の規格・能力を持つ除雪専用車両を社会資本整備総合交付金を活用し購入するものであります。受注生産のため、納期を令和７年３月３１日としておりますが、一日でも早く納入いただけるよう受注者と協議を進めてまいります。なお、今回の契約に当たっての入札は一般競争入札により実施をしておりますして、５月１７日に公告し５月２０日から６月１０日までの入札参加申込みを受け付けしまして、１者により６月１４日に入札を実施いたしました。参考までに、入札の参加資格は、沼田町の競争入札参加資格者名簿に登録されており、北海道内に本店または支店等を有し、これまでの実績を判断する基準として、過去１０年間に北海道内において除雪トラック専用車の納入実績があることを主な条件といたしました。次のページには、資料といたしまして入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、除雪トラック（専用車）購入事業の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第４９号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２６、議案第５０号、緑町団地Ｃ棟長寿命化改修工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第50号、緑町団地C棟長寿命化改修工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記。1、契約の目的、緑町団地C棟長寿命化改修工事。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約金額、9,570万円。4、契約の相手方、沼田町南1条3丁目6番62号、広進工業株式会社代表取締役広野辰也。5、工事場所、沼田町緑町。6、工期、本契約締結通知日から令和6年11月18日まで。令和6年6月18日提出。町長名でございます。本工事の概要について御説明申し上げます。今回、長寿命化に向けた改修工事を行う公営住宅は、平成8年度に建設し築28年を経過した1棟12戸の公営住宅で、平成25年3月に作成され、直近では令和6年2月に見直しを行っております沼田町公営住宅等長寿命化計画に基づき、屋根や外壁の耐久性の向上による長寿命化や省エネルギー性能向上等による脱炭素社会への対応など、良好な居住環境を維持するために、社会資本整備総合交付金を活用し実施するものであります。本工事の主な内容は、共同住宅1棟の改築であり、屋上防水改修458平方メートル、外壁改修1,189平方メートルのほか、省エネルギー性能向上及び再生可能エネルギーの導入のための設備等の改善点として、内窓改修152か所、廊下のLED化27か所、カーポート屋根へのガルバニウム鋼板かぶせ貼り260平米などを行うものであります。なお、今回の契約に当たっての入札は、一般競争入札により実施をしており、5月22日に公告し、5月22日から6月10日まで入札の参加の申込みを受け付けしまして、2者により6月14日に入札を実施いたしました。参考までに、入札の参加資格については、単体企業の場合は沼田町の競争入札参加資格者名簿に搭載されており、北空知管内、深川市、沼田町、秩父別町、妹背牛町、北竜町に本社または支店を有し、これまでの実施を判断する基準として、過去10年間にこの工事と同種の施工を行った実績を有していることを主な条件といたしました。共同企業体の場合は、沼田町経常建設共同企業体に登録されている共同企業体で、構成員の1社が単独企業同様の要件を満たしていることを主な条件といたしました。なお、次のページには、資料といたしまして入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、緑町団地C棟長寿命化改修工事の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第５０号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２７、議案第５１号、クラフトビール醸造所醸造設備導入工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第５１号、クラフトビール醸造所醸造設備導入工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の１０％以内において変更することができる。記。１、契約の目的、クラフトビール醸造所醸造設備導入工事。２、契約の方法、一般競争入札。３、契約金額５，７５３万円。４、契約の相手方、札幌市中央区北１条西７丁目１番地、ナラサキ産業株式会社北海道支社執行役員北海道支社長小松誠一。５、工事場所、沼田町本通２丁目３番１８号。６、工期、本契約締結通知日から令和６年１１月２９日まで。令和６年６月１８日提出。町長名でございます。本工事の概要について御説明申し上げます。今回、クラフトビール醸造所の整備に伴う醸造設備の導入工事におきましては、令和６年度の町政執行方針の重点戦略として掲げ、町の維持、持続発展のための産業の創出に不可欠な施設として取り組むもので、醸造所の本工事、建築主体、電気設備、軽設備におきましては、令和６年５月３０日に指名競争入札に入札を執行し発注を行ったところであります。本工事の主な内容は、クラフトビールの醸造に必要な設備の導入工事であり、醸造設備として、仕込みから発酵、貯蔵、給湯・給水設備を整備し、附帯設備として、洗浄機、充填設備、蒸気ボイラーなどの整備を行うものでございます。なお、今回の契約に当たっての入札は、一般競争入札により実施をしております。５月１７日に公告し、５月２０日から６月１０日までの入札参加申込みを受け付けし、１者により６月１４日に入札を実施いたしました。参考までに、入札参加資格は、沼田町の競争入札参加資格者名簿に登録されており、北海道内

に本社または支店等を有し、これまでの実績を判断する基準として、過去10年間に北海道内において、ビール醸造設備の納入実績を有していることを主な条件としました。なお、次のページに、資料といたしまして入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、クラフトビール醸造所醸造設備導入工事の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）ここで質問していいかどうか分からないんだけど、先に多分ビール工場の躯体工事だとかそういった関係が出ていると思うんだけど、その報告はありましたっけ。それちょっと分かんないから。躯体工事がどんな形でなっていて、これがこういうふうになったよとちゅうんなら分かるんだけど、その辺どうでした。ちょっと質問になるのかならないのか分かんないんだけど、成り行きとして聞いてみたいんだけど。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）まず、今回の先ほどお話があった建築、電気、設備の関係につきましては、議会の案件ではなくて、要は5,000万を超えていないというような部分がありまして、議会での承認案件ではなかったということで、通常どおりの中で進めさせていただいております。また、先日、先ほど説明させていただきましたが、5月末に入札を行っております。その結果につきましては、町長の執行方針の中で別冊でお配りをしておりますが、工事発注一覧のほうに、一応300万以上の工事になっておりますので記載させていただいておりますので、お目通しをいただければと思います。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め討論を終結いたします。議案第51号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２８、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は、総務民教建設常任委員会が調査終了までの閉会中の所管事務調査の申出であります。この際、説明を省略し、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２９、陳情第１号、生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。お諮りいたします。本陳情については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第１号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。陳情第１号は採択することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本陳情は採択することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第３０、陳情第２号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。本陳情については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第２号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。陳情第２号は採択することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本陳情は採択することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第３１、陳情第３号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。本陳情については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第３号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。陳情第３号は採択することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、本陳情は採択することに決定しました。ここで暫時休憩いたします。

午後１７時０９分 休憩

午後１７時１１分 再開

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。先ほど採択されました陳情に伴う意見書（案）３件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加し議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、日程第３２、意見案第１号、生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書提出を求める意見書（案）について、日程第３３、意見案第２号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める意見書（案）について、日程第３４、意見案第３号、ゼロカーボン

北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について、以上３件を追加することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第３２、意見案第１号、生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書提出を求める意見書（案）についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、意見案第１号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第３３、意見案第２号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める意見書（案）についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、意見案第２号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第３４、意見案第３号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定し

ました。お諮りいたします。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、意見案第3号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

(閉 会 宣 言)

○議長(小峯聡議長) 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。これにて令和6年第2回沼田町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 5時15分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小 峯 聡

署名議員 大 沼 恒 雄

署名議員 上 野 敏 夫